

第 1 1 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 8 月 2 0 日（水）

場所：東京国際センター（J I C A 東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

### 【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

廿枝 幹雄                   JBIC 開発業務部企画課長  
杉本 聡                    JBIC 環境審査室第二班課長  
渡辺 泰介                 JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

岡崎 克彦                 JBIC 環境審査室室長

午後 2 時 0 2 分 開会

開 会

原科座長 それでは、時間になりましたので開始いたします。

この直前にビューローを開催いたしまして、今後の進め方について検討いたしました。スケジュールは前回決めたようなことで参ります。

もう一つ、中間報告書のまとめ方について議論いたしました。これはまだきょうの段階では結論が出ませんでしたけれども、考え方としましては、委員会としての中間報告ということである程度議論の結果をまとめた案をつくりまして、その案についてまたこの場で議論しますということで、案をつくる段取りをどうしたらいいか、それからその後の議論をどうしたらいいかという議論をいたしました。案をつくるのは、スケジュールで示しましたように 9 月の半ばから 10 月の半ばにかけてになりますけれども、10 月に入って再開した委員会でその案について 3 回程度議論して案を固めたいという考え方をしております。そして、その案が固まった段階で、これを受けて JICA・JBIC の御担当の方にガイドライン案をつくっていただく。これは中間報告書ですから、中間報告書を受けてガイドライン案をつくっていただく。そのガイドライン案についてまたこの場で議論しまして、その後パブリックコメントへ行くという段取りを考えております。しかし、それが作業としてなかなか大変ということになりましたら、そのような格好で中間報告書をつくらなくてもいいのではないかとということも事務局から出ておりますので、この辺もあわせてさらに詰めたいと思っております。

きょうは30分があっという間に過ぎてしまいましたので、また次回ということになりますけれども、ビューローにそう時間を使えませんので、それまでにも御意見をいただいて準備した上で、次回の委員会の前にビューローで詰めたいと思っております。

ビューローの報告は以上でございますが、今のようなことでよろしいでしょうか。では、御確認いただいたということで、そんなことでございます。

おそろいになってからと思いましたが、新しいメンバーがおられますので、今、御着席になっておられる方、山浦さん、自己紹介をお願いします。

山浦委員 恐れ入ります。経済産業省貿易経済協力局資金協力課から参りました山浦と申します。前任の山下に引き続きまして、8月から現在のポストにつかせていただいております。本日がこの会議に出初めてのタイミングになりますが、よろしく願い申し上げます。

原科座長 もう1人、環境省の小林香さんは後ほど来られると思います。

それでは、議論に入る前に少しおまけの情報提供ということで、きょうの資料の下の方になりますが、11-1-5、余りきれいなコピーではありませんので読みにくいのですが、朝日新聞の8月15日号、先週の金曜日に掲載された特集があります。これを用意してまいりました。この我々の新JICAの環境社会配慮の委員会のことが紹介されております。

もうちょっとクリアな方がいいですね。ちょっと読みづらいです。これはオリジナルからのきれいなコピーもありますから、必要な方は言ってください。

こんなことで、新JICAが10月に発足する、環境配慮は十分かというようなことでいろいろ紹介されています。新指針、透明性をどう確保するかが問題だということですね。右下に私のコメントも入っていますけれども、こうすることで、これから新JICAの活動に対しては社会的にもかなり注目されているということだと思います。そういうことで、我々も身を引き締めてよいガイドラインをつくりたいと思います。これを御紹介しておきます。

では、本日の論点の議論に入ります。きょうは11番からになります。

中山委員 前回欠席したのですが、コメントがあるので、最初に簡単に。

資料の4番目に配ってございますが、資料11-1-4です。前回、非常に活発に御議論させていただいたのですが、私は都合で欠席したので、ポイントだけ言いますと、2つございます。

8の「意思決定」のところですが、私どもコントラクターは、これは無償の事業ですから、どういう事業が採択されるかが非常に気になるところで、新JICAが成立した後、プロジェクト無償の実施に関する権限は外務省からJICAへ移行すると聞いておりますが、プロジェクトの採択については従来どおり外務省が責任を持って行うと聞いております。これについてはそのとおりかなと思っておりますが、ただ、JICAはE/Nまで外務省と連携して調査をやっていたり、審査後も実施を担当するというで非常に重要な役割を果たしておりますので、ぜひフォローとかその辺をよろしく願います。実際やっていただけると思いますので、ということコメントしておきたいと思います。

もう1点、細かい話ですが、9の「緊急時の措置」についてです。ちょっと気になったのですが、災害というのは一般には非常にマイナスのイメージがあると思うのですが、私はちょっと違うと思ひまして、実は環境を守っている面もあるのではないかと考えております。例えばフランスでは災害復旧は環境省が担当しております。特に河川の場合でございますが。災害というのは、自然環境と社会環境の一部が異常な天然現象によって破壊されることだと思います。もとに戻すということは環境に対してもやさしい話なので、基本的にはそういう役割がございます。ただ、やみくもに戻していいということではないと思ひますので、当然何らかのアセスメントなどが必要だと思います。例えば戻し方が非常に大きな場合、ダムをつくったり大きな道路のバイパスをつくったりというときには環境に対して新たに大きな負荷をかけることになるので、当然慎重に環境アセスメントの手續に従うと思ひております。ただ、結論的に言いますが、例えば原形に戻したいという場合、住民移転を伴わないような場合、災害復旧工事は緊急避難として環境アセスメントの手續を省略するケースもあるのではないかと考えておりますので、コメントしておきました。もう1つ異常な場合として、例えば2年前に中越地震が発生しましたね。あのときにすごい天然ダムができて下流が危なかったのです。それから中国でも地震が起きています。パキスタンでも大地震が起きていまして、天然ダムができてこれが壊れそうなときに、本格復旧すると大変なので、緊急避難として、放水路というか、水抜きを掘削するのです。爆破とか。もし壊れた場合、下流にすごい被害が起きるということで、こういった場合も多分該当するのではないかと考えておりますので、コメントいたしました。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。

今の件に対して何かレスポンスありませんか。 特によろしいですか。

フロアから挙がりました。どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

同じく論点整理に係る議論のポイントを、資料11-1-3についてコメントさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

5の「環境レビュー」の「カテゴリA事業におけるEIAの義務化」というところで、右の方に清水委員、福田委員とGEFということで書いてあるのですが、私の意見が必ずしも明確に伝わっていなかったかなと思って再度意見を言わせていただきます。

私が申し上げたかったのは、EIAのかわりに住民移転計画を公開すべきということではなくて、現行のガイドラインの、住民移転の規模が大きいことからカテゴリAになる事業についてもEIAを求めるという規定は残すべきではなかろうかという意見でございます。理由としては、EIAのスコーピングの問題で対処できるのではないかと、つまり社会的側面を評価することを重視することによって対処できるのではなかろうかということ、もう一つは、早期の段階からの協議がEIAの協議によって担保されていることが多いこと、それからEIA報告書に社会影響面が含まれているケースが多いこと、それから、住民移転計画書というのはもちろん社会的な評価も含まれているのですが、緩和策がどうしても中心になってしまって、またその策定のタイミングが遅いため、どうしても協議が事業ありきの検討になってしまうという4点から、私としては現行のガイドラインの規定は残すべきだと考えております。

以上です。

原科座長 そうすると、これはまとめないで、清水委員、福田委員がこの内容で、GEFからは、結論としてはEIA報告書の提出を業務づけているのは残すべきだと、理由はさっきおっしゃったようなことでまとめてもらいたいということですね。そういうことで直していただいてよろしいですか。では、そういうぐあいに修正していただきます。

きょうの論点に入る前にほかにございますでしょうか。

福田委員 これも本日の資料の11-1-6についてですが、以前、私から北村委員あてというか、実質的には外務省あてということになるのですが、無償資金協力について若干の質問をさせていただきました。これについて北村委員からお答えをいただいております。これについてどこで議論したらいいのかということ相談させていただきたいと思ったのです。

質問内容自体は、質問1は無償資金協力の審査をどうするかということで、論点表上は

既に議論が終わっています。質問2はガイドライン適用範囲に関する問題でありまして、これも実は議論としては既に終わってしまっているのですが、これをここで御紹介いただいて議論すべきなのか、あるいは一通り議論が終わったときに、もう1回ここに戻ってきた方がいいのかということについて御相談させていただければと思います。

原科座長 希望としては、もう1回戻って議論をしたいということですか。

福田委員 どちらでも構わないと言えばどちらでも構わないです。ただ、実は、御回答をいただいて、恐らくこれは北村委員というよりは外務省の無償技協課の方がお答えになったと思うのですが、このお答えの内容にも若干あいまいでよくわからないところがありまして、恐らくこの点についてきちんと議論をしようと思うと、JICAの方が責任を持ってお答えいただけるということであれば構わないのですが、無償課の人に同席してもらわないとなかなかしんどいかなという部分はなくはないので、どうしたらいいかなと思うのですが。私は、きょうということではなく、できれば無償課の方にここに来ていただいた上で議論をさせていただければなと思っていますところでもあります。

原科座長 それでは、再度このことを議論したいけれども、御担当の方にも同席いただきたいという希望でありますけれども、北村委員、どうでしょう。

北村委員 外務省の北村でございます。

今回の質問、2つございますけれども、まず後者について申し上げれば、いわゆる無償資金協力のうち、外務省から新JICAに移る部分と外務省に残る部分をそれぞれどうするのかということが論点でありますけれども、この有識者委員会は厳密に申し上げると新JICAのガイドラインの議論をする場ですので、そこからはみ出るところ、すなわち外務省が引き続き実施する無償資金協力に対する環境社会配慮をどうするのかについてこの場で議論するのがいいかどうかというのは1つ議論があると思います。もちろん、それについて議論することを外務省として排除はしておりませんが、この場がいいのか、別途ほかのところでもそういう議事を設けさせていただくのがいいのか、そこは1つ判断があると思います。

前者につきましては、これは無償資金協力の積算・設計段階についての問いではございますけれども、業務フローの中のある一部分に特化したご質問ですので、これもまた、こういう有識者会議の場で取り上げるのがいいのか、あるいは先ほどの質問と合わせて、別の機会を設けてそこだけに焦点を当てたような議論をさせていただくのがいいのか。私どもとしては、いずれでも対応させていただきたいと思っています。

原科座長 有識者委員会としてはどうですかね。全体の枠組みを考えるとということできくと、これは外務省だからといって外すのはちょっとまずいかなという感じがしますけれども、どうでしょうか。

福田委員 今回の北村委員の発言についてですが、まず上の質問については、確かに業務フローについての質問の側面はありまして、そういう意味では、9月初めごろの委員会の場で業務フローについてもう少し固まったものを事務局から再度御説明いただける機会があると理解しておりますので、その場で議論させていただくというのも一案かなと思います。

質問2については、私、必ずしも外務省が行う審査についてここで議論させていただきたいと言っているつもりはなくて、現在の例えば無償資金協力についても、無償資金協力の審査実施については外務省が行っているわけですが、今JICAが担当している事前の調査については現行のJICAのガイドラインに規定があるということですので、今後も外務省が引き続き実施を担当する無償資金協力のうち、新JICAが10月以降、事前の調査なり実施促進を担当する部分については十分に新JICAのガイドラインの議論の範囲内に入ってくるのだろうと私は思っております。

原科座長 そのような理解だということですが、いかがでしょうか。

北村委員 御発言の趣旨の確認ですが、今、福田委員がおっしゃった点、すなわち無償資金協力の事前の調査、現在JICAがやっているようなものが新JICAのガイドラインの対象になる、カバーする範囲にあるということについては当然そのとおりです。その上で、そこについての議論のときに外務省の原課の方からだれか来てほしいという御要望でしょうか。

福田委員 その点については、現在のJICAの方々きちんと責任を持って説明していただければ、特に外務省の方にいらっしゃっていただく必要はないのかなと思っております、むしろ外務省の方に来ていただいた方がと私が申し上げていたのは質問1の方の部分であります。

北村委員 やりとりをまとめますと、恐らく9月初め、あるいはその後のどこかの段階でやるであろう業務フローの議論の際に外務省の無償資金・技術協力課の人間にも同席してもらいたいということが御要望であれば、その方向で検討させていただきます。

福田委員 ありがとうございます。

原科座長 では、そういうことにいたしましょう。



業務フローの説明はどのぐらいになりますか。回が決まっているものですから。

事務局（渡辺） 業務フローの追加的な説明でございますけれども、次回の8月29日の委員会で行いたいと考えております。まだ調整中のところがございまして確約はできないのですけれども、そういうことで計画しております。

原科座長 では、29日ということで日程調整をお願いしたいと思います。

事務局（渡辺） 早目にやること自体はもちろんでありますが、29日で今の御要望にこたえられるかどうかというのはちょっとわかりませんので、事務局の準備状況とこちらの態勢とで8月29日が最短、遅くとも9月の初め。

原科座長 その次は9月4日でしたかね。では、29日か9月4日ということで。

では、以上にいたします。ありがとうございました。

## 議 題

### （１）論点に関する議論

原科座長 それでは、きょうの論点に入ってよろしいでしょうか。

資料でいくと11-1-1でよろしいでしょうか。これの13ページの11番目、「情報公開」、これは結構ページが長いです。4ページぐらいあります。

まず「主要な文書の公開」です。これはまたそれぞれ御説明いただいた方がいいのかな。なるべく効率的に進みたいと思いますが、これはどうでしょうか。NGOの方の御意見を簡単をお願いします。

清水委員 それでは、私の方から11の「主要な文書の公開」について、趣旨説明をさせていただきます。

ここの論点は大きく分けて3つありまして、1点目が、スクリーニング後、借り入れ国から入手した文書の公開の範囲についてです。2点目は、審査の際にJ B I Cが使用していると思われる翻訳版の公開の話。3点目が、政策借款の関連の文書に関する話です。

1点目の借り入れ国から入手した文書につきましては、現在のJ B I Cのガイドラインでは何と書いてあるかということ、情報公開の範囲について、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等を公開する、それをウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開するとなっているわけですけれども、実際運用上どうなっているかということ、多くがE I Aのみの公開となっています。たまに環境許認可証明

書であるとかE M P、環境管理計画などが出ていますけれども、ほとんどがE I Aのみとなっています。私たちの問題意識といたしましては、環境社会配慮に関する主要な文書というのは何もE I Aだけではないと考えています。N G O提言書で書かせていただいて、論点表にも書いてありますように、住民移転計画書であるとか先住民族の配慮に関する計画、生活再建計画、環境管理計画なども当然主要な文書と位置づけられるものであらうと思っています。ちなみに、この論点表の中の事務局側のコメントとして、E I A以外の報告書、例えば住民移転計画書であるとか先住民族への配慮に関する計画については法制度上業務づけられていない途上国が少なくないことに留意と書いてありますけれども、法制度上業務づけられていないということが公開できない理由にはならなくて、特に法制度上業務づけられていないというよりは、私の理解では、これらの文書に関しては公開について業務づけられていなければ禁止もされていない国が多いと理解しています。

2点目、翻訳版の公開についてですけれども、現在J B I Cが公開しているのは、現地で承認され公開されたE I Aになると思いますけれども、一方、審査ではその翻訳版、英語であり日本語であるというものを使っていると思います。それを公開してほしいという提言なのですけれども、そもそも環境レビュー中の情報公開は、公開して多くのステークホルダーから意見を受け付けることによって、環境レビュー中にできるだけ多くの意見を受け付け、レビューの質を高めるという意義があると思いますので、例えばインドネシア語、ロシア語のE I Aなり何なりを日本で公開したときに、果たしてどこまで日本のステークホルダーの人がそれを理解してコメントできるかということ、それは非常に限られた人になってしまうだろうと思います。ここにJ B I C・J I C A側のコメントとして、翻訳の妥当性、適切性については新J I C Aとして責任を負うことは困難であると書いてあるわけですが、それにつきましては仮訳と書いて出せばいいだけの話だと思っています。

3点目の政策借款に関する文書ですけれども、政策借款の論点のときに少しお話ししたけれども、政策借款であっても環境社会に影響を及ぼすプロジェクトというかローンについては、恐らく環境社会配慮面でのE I Aなり何なりがつくられることがあると思います。例えば、既に日本政府が事前通報を行っているインドネシアに対する気候変動対策プログラムローンなどの場合には、森林分野として「森林減少の防止を図る新たな市場メカニズムのパイロット事業を先行して開始する」であるとか、水資分野については「統合水資源計画の策定」というものがその中に含まれており、政策借款とはいえ当然環境社会配

慮関連のアセスも必要になってくると思いますので、こういったものが含まれる場合には当然これも公開されるべきであると考えます。

以上ですが、1つコメントですけれども、私、前回は申し上げたかもしれませんが、この論点表を読んでおられますと、事務局のコメントで最終的な事務局としての主張がわかる部分とわからないものがありますので、恐らく後ほどコメントをいただくとおもうのですけれども、そのときに、事務局の今のポジションが一体何なのかという結論の部分も教えていただけるとありがたいと思います。

原科座長 それでは、今の対しましてJJからお答えいただきます。

事務局（杉本） ポジションということで、今いただいた3つの点について回答いたします。まず1点目の公開対象については、確かに今公開しているものは環境アセスメント報告書になります。ただ、ここで書いてあります環境管理計画についてはガイドラインの中でも環境アセスメントの内容に含まれており、実際もその中の1章を構成しているような場合が多いので、別々に出ている場合には別々に出していますし、入っている場合には入った形で出しています。ほかのRAPですとか先住民族の配慮についてですが、ここで我々として考えているのは、そもそもこういった書類をどういった内容で作成をするのかという点についてはEIAと違って明確に定められていない国が多い、ASEAN関係も調べてみましたが、プロセスとして固まっていない国も多くありますので、一足飛びに公開というところまでいくのは難しいのかなと考えています。ですので、まずプロジェクト形成の中で、RAPについてはこういった内容で作成していくのだということを担保していくことが先にあって、一段飛びではなくて、一段一段進んでいくという考え方は1つあるのではないかと考えています。

あと、公開については、確かに情報公開法等々で公開しろですとか公開を禁ずるという規則はない国が多いのですが、やはり先方の実施機関職員は基本的には公務員ですから、法律や規則で決まっていなかったものについて彼らの判断でもって出す、出さないというのは、その行動の原則からして非常にリスクを感じてしまうところはあるのかなという点があります。これらを踏まえると、今、国内制度上でその大多数が作成・公開を担保されている環境アセスメント報告書について、相手国でも公開して、同じものを新JICAで公開していくということが現実的なのではないかということで考えている次第です。それが1番です。

2番目の翻訳についてですけれども、仮訳ということで、確かにアプレイザルのときに

入手している仮訳はありますけれども、その翻訳レベルは実際さまざまです、読んでもよくわからないので確認を一々していくようなレベルのものがないわけではないということからすると、仮訳とはいってもでき上がりの程度にかなり差がある場合、一律そういうものを公開するというのは難しいのではないかと、というのが今考えているポジションであります。

ただ、この点について確認ですが、文書そのものを公開することがとにかく重要ということなのか、また現時点で具体的なアイデアを今持ち合わせているわけではないのですが、例えば日本のステークホルダーの方に説明責任をとということであれば、日本語のサマリーのようなもので代替する可能性というのはあり得るのか。要は何を担保するということを一歩重点として考えておられるのかとの点につき、後ほど教えていただければと思っています。何らか他の方法があるのかということを考える参考にできればと思っています。

3番目の政策借款関連の主要文書については、通常の政策借款では投資環境の整備、税関の改善や産業活性化等が主流ですが、あくまで環境関連のものに限った話ということになるのですか。それとも、あまねくそうだけれども特に気候変動等々に関連するものということになりますか。対象範囲としては何を考えておられますか。

清水委員 もともとの問題意識としては主要な文書の公開ということで、今おっしゃったような環境社会配慮文書に限らず、世銀、ADBのように主要な文書については公開していただきたいと思っているのですけれども、この場で議論するのに環境社会配慮関係に絞らせていただいたという次第です。ただ、主要な文書についてここでも議論させていただけるのであれば、それはそれでお願いします。

事務局（杉本） では、余り対象を広げてしまうと議論が難しくなりますので絞らせて頂きます。御指摘いただいた点について難しいと思っていますのは、プロジェクト型の案件と異なり、こういった政策を進めていきますという協議について、必ずしも個別具体的に検討文書なりができていくのかという話です。また、通常、政策借款の場合ですと、個別のプロジェクトを積み上げて案件を形成していくのではなく、高いレベルで政策的な話をまとめていくことが中心ですので、そのダイアログの中でいろいろなものが決まっていくということは多々あるといえますが、それが通常だと思っております。必ずしも基礎となるドキュメントがあって、それに基づいた話をして、それで決まってくるという形ではなく、ダイアログの中で、こういった方策をしていく、こういった方向で今後検討していくことが必要ですねということ合意していくのが通常の方だと思っておりますので、文書の公開

ということでは通常のプロジェクト型の借款と政策支援型の借款というものは分けて考える必要はあると思います。

ただ、これも先ほどの話ではないのですけれども、ドキュメントそのものを公開するという話なのか、又はその中のポイントなり重要な点を公開するという話で代替できるような事項であるのか、その主要な目的といえますか、何を担保するという点で代替的な話が考えられ得るのかというところを可能な範囲で教えていただければと思います。

原科座長 それでは、最後の政策借款の点、J B I C 側から質問がございましたので、答えてください。

清水委員 まず、3点目の政策借款について何を担保するかというところですが、先ほどのインドネシアの例に戻ってしまいますけれども、例えば「森林減少の防止を図る新たな市場メカニズムのパイロット事業」と書いてあるのです。それをするには、事業をどこでするかという話も当然出てくると思っていますので、通常のE I AとはT O Rなり何なりという検討項目は違って来るかもしれませんが、事業を実施する以前に必ずそれ相応の調査が要だと考えていますので、そういう文書については出してくださいということです。それが主要な文書に含まれている場合は、その主要な文書について情報公開できない部分は黒塗りしていただいて、それ以外の関連部分を出していただくというような方法もあるでしょうし、独立して何か調査をしなければいけない、今の森林のパイロット事業なんかは恐らく独立して環境調査、社会調査をしなければいけない事業だと思いますけれども、そういったときにはその文書そのものを出してくださいという意図です。政策借款のときの議論に戻ってしまいますけれども、政策借款だからといって現地に影響がないというわけではなくて、あるわけなので、それは環境レビュー時にきちんと情報公開をしていただいてコメントを受け付けるというようなことをしていただきたいということです。

原科座長 E I Aではなくて、むしろS E Aですね。政策段階の判断をしておられるところで環境社会配慮をしましょうと、まさにS E Aの対象だと思います。だから、方法としてはまるで違うと思います。さっき対話とおっしゃって、まさに対話をできるだけ公開性の高い格好でやっていただくといいと思います。そういう意味では情報公開ということは基本だと思います。

事務局（杉本） ただ、案件の内容といえますか、個々のプロジェクトの場合には、マスタープランのあるものであれば、それからF / Sを準備して、いろいろな影響評価をや

ってということで積み上げてきたものがどうかというのを見ていくのですけれども、政策支援型借款の場合には、今後こういうことを決めてやっていきますので、ある意味今後のアクションを約束するということでお金をつけていく、今後アクションをとっていくということを支援していくということが多いかと思っておりますので、こういう案件を出すのだからそれに対して分厚いドキュメントが存在するだろうということでは必ずしもないところはあるかと思っております。

原科座長 私もそう思います。分厚いドキュメントではなくて、環境社会配慮というのがこの主題でございますので、そういうアクションの方向を示すということであれば、そのときに環境社会面に対してはこのような配慮をしますという説明をどこかで書かれるわけでしょう。書いていただかないと困ると思うのです。その段階での検討だということで、通常のアセスメントとは全く違うレベルだと考えています。ですから、分厚いドキュメントにされているはずだという前提ではありません。その段階のもので結構です。ですから、方法論としては随分違うと思っております。ただ、これが今の新しい考え方で、SEAというのはそういう段階をやるものですから。

今のお話ですと、文書の公開に対して主要な文書という考え方自体はよろしいわけですね。ただ、その中身が物によっていろいろ違うということだと思います。まずは文書をしっかりつくっていただくことから進めたいとおっしゃったと思っておりますけれども、それでつくったものは公開していくというようなことだと思います。そんなことでよろしいですか。

事務局（杉本） ただ、公開の対象としては、ここで例示していただいている環境アセスメント報告書、あと環境管理計画はその中に含まれていることが多く、それについては公開しているわけですが、住民移転計画及び先住民族への配慮に関する計画については、相手国政府内での制度が不備なケースが多いので、一気に公開まで必ずやる 現在のガイドラインですと、これらについてはJBICに提出してもらい、中身については環境レビュー時に精査します、確認しますということを言っているのですが、内容についてはかなりレベルのばらつきがあるのが実態ですので、それを一気に公開まで持っていき、それで相手国政府内でも制度が整っていないところで公開を義務づけるというのは現実的には難しいところもあるのではないかと考えます。

原科座長 公開を義務づけるのは難しいということになると、それはどなんぐあいにして中身をチェックしますか。審査会みたいところでやるのですか。つまり、公開というと本当にみんなに伝えますね。だけど、ある専門家には見てもらうことは必要でしょう。

それは審査会でやればよいというお考えですか。

事務局（杉本） そこをどういった形で現実と折り合わせるかということは今まさに検討しているところですが、一案としては、書類そのものではないのですけれども、環境レビューの中で我々が行った追加の情報収集や内容を確認も含めて整理した上で情報を出させていただく、ということが出来るか可能かということを検討しています。

原科座長 その後の説明責任を果たす工夫をしていただきたい。

事務局（杉本） 説明責任については出来る限り果たしたいと思っています。但し、その手段としてどういった形が一番、その物を出した際に検討なり内容について関心を持って見ていただいた方の要求にこたえていけるか、との点が重要と考えています。くり返しになってしまいますが、E I Aについては作成内容も含めて担保されている国がA S E A Nに限らずかなり多い、大多数の国がそうだとすることを円借款に関しては言えると思いますので。

原科座長 E I Aはもうやっておられるからですね。ただ、住民移転計画と先住民族関係の計画は世銀やA D Bでは英語でみずから公開しているところにも書いてございますので、できたらそのぐらいのレベルではそろえていきたいなという感じはいたします。

事務局（杉本） ただ、実態として、世銀、A D Bですと、グラントのT Aで入ったコンサルタントがつくって、そのレポートそのものがスキャンされてウェブに出ているというのがありますので、そこは同じようなファシリティーが現段階ではあるわけではなく、全案件をカバーしていくことも難しいところで、一足飛びにそこまで行けるかどうかというところをどうやっていくかということかなと思っています。

原科座長 今の件でフロアから、さっきから手が挙がっている方、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今の杉本課長の御説明に大変驚いているのですが、現状のJ B I Cのガイドライン上も、住民移転計画について、大規模な住民移転を伴う案件については提出しなければならず、かつJ B I Cの運用としても、住民移転計画やら、基本計画等というような表現だったと思いますが、それをもとに環境レビューを行っているものと理解しております。今、相手国側で住民移転計画についての内容が明確でなかったりプロセスが固まっていなかったりというようなことをおっしゃっていたのですが、そういう事情もあろうかとは思いますが、とりあえず現行の運用上、住民移転計画に基づいて環境レビューを行っていることには変わりないと考えております。E I Aについても、例えばインドの鉄道案件などに見られる

ように、必ずしも相手国の法制度上 E I A が求められていなくても、環境ガイドラインに基づいて E I A を作成するように働きかけまして、その提出を受けて環境レビューを行っていますよね。

ここでの私どもの提言の理由ですが、これはまず環境レビューの前提を示していただきたいというところにあるわけです。その環境レビューの前提を示していただくと同時に、日本国内のステークホルダーに J B I C としての環境レビューの前提、それから意見を歓迎するためのツールとしてこういった文書が必要なわけです。もちろん環境影響評価というのは非常に基本的で重要な文書なのですが、ここに挙げられている住民移転計画ですとか、先住民族に影響を及ぼすような場合はその配慮に関する計画というのも劣らず重要な文書であることは確かだと思えます。これはあくまでも新 J I C A 側としての公開であるということは留意していただきたいと思えます。

なお、現地国に関しての公開がされていない場合があるから難しいというようなこともおっしゃっていたのですが、現行のガイドライン上も、例えば住民移転を伴うような案件に関しては、被影響住民等が参加したもとの対策が立案され、それが実施され、モニタリングされなければならない、つまり何らかの形で被影響住民の参加とか協議というものが明確に規定されているわけです。ですから、住民移転計画が策定されているような案件の場合は何らかの形でそれが相手国でも公開されたり協議されたりしているのが前提だと理解しております。ですから、いろいろなケースはあろうかと思いますが、そういったものを現地国でも公開するようにガイドライン上も規定すべきですし、新 J I C A 側でも環境レビューの前提として公開することが必要だと考えております。

原科座長 どうもありがとうございました。

我々、ガイドラインを改訂するわけですから、やはり透明性を高めるという基本原則で物を考えていきたいと思えますので、今のフロアからの御意見は大変大事だと思います。とにかく、これからきちんと我々が国民に対して説明していかなければいけないのです。大変重要なことですので、この辺は我々の原則を示していくことがまず大事だと思います。

どうぞ、福田委員。

福田委員 何点が述べさせていただきたいと思えます。

まず、ここには論点として2つあるのです。1つは、今、住民移転計画の話が例として挙がっていたのでそこに絞って話しますが、住民移転計画の現地での公開を義務づけるか



という論点と、住民移転計画がＪＢＩＣに提出された後にＪＢＩＣというか新ＪＩＣＡがこれを公開するかどうかという２つの論点がここにはあるということをも整理しておくべきだと思います。

実は、先ほど杉本さんがこれは難しいとおっしゃっている理由の多くは、現地での公開を義務づけることが難しい理由なのです。例えば法制度上必ずしも義務づけられていない国が多いたとか、内容がまちまちであるとかいうのは、基本的には現地で公開するかどうかの問題であって、実はＪＢＩＣがその後公開するかどうかの理由とは必ずしもかぶらない。ある意味、現地で公開されていることを前提としたときに、もしＪＢＩＣ側でそれを公開することが難しいということであれば、その理由をまず明確にしてほしいと思います。

その上で、現地で公開すべきかどうかについては、これは私は第２部から議論しろとずっと前に言ったのですけれども、別のところで議論する場所がありますので、そちらで議論した方がいいのかなと。あるいは、もしここでその点についても一遍に議論するというのであれば、その点を議論の進め方として明確にして議論を進めていただければと思います。

原科座長 今のは、現地での公開に関する議論はどこでやるかということですね。

福田委員 そうです。

原科座長 ほかの場というのはどこでやるのですか。

福田委員 論点表をめくっていただきますと、２６ページの真ん中に住民移転計画に関する情報公開と協議の論点というのがありまして、この中でＮＧＯから住民移転計画の公開と住民との協議について提案させていただいている内容がございます。なので、この議論とＪＢＩＣ側の公開という２つの議論が今一緒になって議論されているということだけ先に指摘させていただきたいと思います。

原科座長 今の点はどういたしましょうか。ここで今やっつけてしましましょうか。でも、時間がどっちが早く終わるかわからない。どっちが早いですかね。ちょっと心配かな。

では、それは後にしましょうか。

福田委員 もし後にするというので合意していただけるのであれば、現地での公開が難しい云々という話は別にして、現地で公開されていないものをＪＢＩＣ側が公開するのは難しいというのは当たり前話ですので、そうではなくて、現地で公開されているということをも前提にしたときに、それをＪＢＩＣが公開することが難しいという理由があれば、それをお聞かせ願えればと思います。

事務局（杉本） 現地で公開されているという件、これはいろいろと交渉して、そのあげくやっと見せてもらったという話ではなくて、事前にアポを取るなり何なりする必要はあったとしても、そこに行けば見せてもらえてコピーも取れるという、E I Aが公開されているのと同じようなコンテキストで公開されているということであれば、これについては公開することは問題ないと考えております。プロジェクトは相手国が一義的に責任を持って実施しており、その国内の制度に乗った形で実施しているものですので、そのオーナーシップといいますか、主権と言うとちょっと表現が強いかもしれませんが、その点は一義的には尊重して行う必要があるのではないかとということで、その関係について先ほどいろいろと述べさせていただいた次第でございます。

原科座長 では、公開されているものに関しては問題ないという理解をいたしました。

それでは、翻訳版の公表は難しいとおっしゃったけれども、これはどうなのでしょう。ただ、翻訳版を見て審査もしておられるわけだからという意味でしょう。翻訳版を公開してもらいたいというのは。そういう意味ではないのですか。

福田委員 翻訳版の公開について一言二言述べさせていただきます。

1点は、まず何のためにJ B I Cはみずから情報を公開するのかということを考えるべきだと私は思うのです。もちろん環境社会配慮という行為そのものは現地で行われ、現地の実施機関がやらなければならない。一方、わざわざそれを受け取って、環境アセスメントを日本で、竹橋で公開している、あるいはJ I C AであればJ I C Aのウェブサイト、J I C A図書館で公開していることの意義は何なのかということをも確認すべきだと思います。実はそれはガイドラインに書いてあるのです。ガイドラインの情報公開のところの最初を見ると、「環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため……情報提供を歓迎」し、これを促進するためにJ B I Cは情報を公開しますと書いてあります。まさに環境レビュー、それからモニタリングの最中にJ B I Cにインプットをお願いしますと。そのためにJ B I Cは情報を公開しているのですね。

問題は環境レビュー。例えば、E I Aを受け取りますが、これが実は現地語版で、J B I Cは環境レビューの中で直接参照することは難しいと。これを、例えば事業の実施主体に英語版を出してくださいと言う、あるいはJ B I Cの方で訳してそれを使うというようなことが行われるときに、それはまさに環境レビューについて意見を求めようと思ったら、J B I Cが見ている文書を公開しなければ意見を得ることはできないはずなのです。J B I Cが環境レビューの中で参照しない、どこかの何語だかわからない、インドネシア語と

かロシア語とか言ったのでそういうことにしておきますが、インドネシア語版やロシア語版を日本で公開したところでJ B I Cの環境レビューに対する意見は得られないはずなのです。それはまさにJ B I Cが環境レビューの中で参照しているところの翻訳版を公開しないことにはこの情報公開の目的を達成することはできないのではないかと私は思います。その点が1点です。

もう1つは、翻訳のレベルがまちまちだからと先ほどおっしゃっていたと思います。多分そういうことはあるのですが、問題は、レベルがまちまちの中でこれを公開しなかったら、そのレベルがまちまち　まちまちというのはよければいいのですけれども、レベルが低いと。例えば現地国の承認されたE I Aと翻訳版の間にそこがあるというときに、その翻訳版を公開しなければ、そのそこがあるまま環境レビューが進められてしまう危険性があるわけです。もちろん、J B I Cとしては相手国政府におかしいと思ったことは確認しながらやっていくということだと思っておりますが、しかし、これはむしろ日本側で翻訳版を公開した上で、もし何かそこに矛盾する点、一貫していない点があるというのであれば、外部からその点について意見を受け付けるということの方が、よほどこのレベルがまちまちであるということに対する対処にはなるのではないかと考えます。

原科座長　今の2つの点、私はもっともだと思いますが、いかがでしょうか。

中山委員　福田委員のおっしゃるのはごもっともなのですが、ちょっと私も心配なのですが、先ほど世銀とアジ銀との違いを言われたので、新J I C Aが持つキャパシティとか予算とか、そういうことの関係で言わないと、新J I C Aで非常に世銀並み、アジ銀並みの仕事を要求されてもできないというのでは困るので、その辺の具体的な数字などを言っていただいた方が。やはり大変ですよ、すごい量の翻訳をするわけですから。そういったことまで言っていただいた方がいいかなと思います。

原科座長　今のことと関係ないのではないですか。

中山委員　関係ありますよ。予算というのはやはり大事なので。

原科座長　そうではなくて、現在どんな翻訳をされているかということを開示してくれと。それがおかしければ直さなくてははいけない。

中山委員　ただ、最後に言った、どこまで翻訳できるか、そういう予算とか人の……

原科座長　いや、現在行っているものをベースに判断しておられるわけですから、その判断の根拠が正しいかどうか。

中山委員　公開するかどうかはまた別です。

原科座長 公開することによってそれがわかると福田さんはおっしゃったのです。公開しないとわからないでしょう。

福田委員 済みません、ちょっと質問の趣旨がわからなかった。私は、実際に現在参照されているものを公開していただきたいということであって、改めて何か翻訳してくださいということをお求めているわけではないので、費用ということについて、どこの点についての費用をおっしゃっているのか明確にしてくださいませか。

中山委員 私が言っているのは、すべてを翻訳するとなると大変なことになるので、J B I C が判断しようとしているものだけでやろうとすればそれはいいかもしれませんが、すべてを公開するとなると非常に膨大な数になるということを言いたかったのです。

原科座長 だから、そういう意味で、現在行っているものを公開してくれという意見なのです。アディショナルに新しく翻訳してくれと言っているわけではないですから、費用の問題は生じないと思います。

事務局（杉本） J B I C が確認しているものを公開するとの点については、提出された翻訳版だけを見て、これでいい、悪いと言っているわけではなく、その内容がそもそも章立てとして不十分な場合や、書いてある内容が一体何を言いたいのかよくわからないという場合もあって、そういった場合については相手と確認しながら、協議の中で一个一个確認していくというプロセスを踏んでいます。翻訳のレベルが高いものであれ、低いものであれといいますが、レベルが低い場合は特にそうなのかもしれませんけれども、翻訳版だけを見て判断しているという形では誤解が起きやすいのではないかなと懸念しているところではあります。別に揚げ足を取るつもりでも何でもありませんけれども、齟齬を確認するというのであれば、やはり原文と翻訳版と両方一緒に見ていかなければいけないということになり、それができるのは現地で英語が読める人ということになってしまって、その場合、現地では現地語のものは基本的に公開されているというところがありますので、そちらの情報公開は担保されている。ですので、これについても先ほどのものと同じような話になってしまうのですが、ドキュメントそのものという話なのか、その代替措置として、余り程度よくない翻訳を出すよりは、何らか別の形で整理されているもの、ポイントはこれだというような情報を出していくような手段が代替措置として考えられるということはあるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

福田委員 この点について我々が求めているのは文書そのものでありますというのが回答であって、何か薄まったものを公開していただくというのは余り意味がないのかなと思

っています。環境レビュー結果という形で融資決定後に公開される内容を充実してくださいということは別途申し上げていますが、そのほかに改めてJ B I C側で何か文書をということを求めているわけではありません。E I Aというのは原文を見ないと、具体的にどういうデータに基づいて何を判断したのかというのがわかりませんので、何か抜粋をJ B I Cの方でつくっていただくということではないのかなと思います。

もう1点、先ほどおっしゃっていた中で、これだけ見ているわけではないという話は確かにどこかでやったような議論を繰り返しているのですが、それを言ってしまうと、現在E I Aだけを公開している意味がよくわからなくなってしまうのです。確かに、E I Aを受け取り、不備がある、不明確な点があるものについては改めて質問状のやりとりをし、もし必要性があれば追加的に調査をしてもらって文書を出してもらおうということをやっというものは私も理解していますが、それはそれで現在公開されていなくても、E I Aについては公開した上で、それを基本として我々としてはコメントさせていただく。その中で、対話の中で、もちろんJ B I CさんとしてはE I Aのほかに入手された文書について、あるいは情報について、きちんとその点についてはつぶしてあるんですよという説明があるというのはわかるのですが、ではE I Aを出さないかという話にはならないと思うのです。それはやはり違う問題だと思います。同じことが別に翻訳版にも言えて、翻訳版だけを出して、それだけに基づいて判断しているわけではないと言われても、確かにそれはそうなのでしょうけれども、まずは基礎となるものを出していただくというのが最初のステップとして必要かなと思います。

原科座長 この件は、私としても、翻訳版もあわせてと思います。もとのものは公開になっているわけですね。だから、両方公開になれば検証できますから。片方だけというのはぐあいが悪いという感じがいたします。

事務局（杉本） 先ほど翻訳語版以外での代替措置があるかというところで申し上げたのは、別に薄まったものを出そうということではなく、何がポイントとなって検討していくべきなのかというような方向のものかなと思っていますので、その点だけ補足致します。

原科座長 もしそういう御心配だったら、もともとは出ていて、翻訳も公開して、プラスアルファも公開されたいのではないですか。そうすれば誤解がない。プラスアルファだけだったら中身がわからないということでしょう、そちらの御意見は。だから、中身のベースが欲しいと。これは普通科学的にはそうですよ。データをしっかり見ないとわからないですから。この場合のデータはもとの文書です。それはそうだと思いますよ。そ

れに加え、その2つだけだと誤解を招くおそれがあるのでプラスアルファの説明をされたいのなら、それも当然公開してもらいたいと思います。そうしたら一番理解できますよ。基本は何しろ透明性ですから、説明責任をいかに果たすかという考えでやっていただきたいと思います。

では、次に行きます。政策借款。これはさっきので基本的に公開はオーケーと考えてよろしいですか。分厚い文書が特にあるわけではないとおっしゃった。

事務局（杉本） 基本的に公開はオーケーと申しますか……。

原科座長 と考えてよろしいですか。

事務局（杉本） それは協議の中で入手した文書そのものを公開、ということになりますか。

原科座長 それはどの点まで要求されるのですか。

清水委員 そもそも政策借款につきましては、どのような文書が交わされているかということについて全く情報をいただいておりますので、そのことについて教えていただくことは可能でしょうか。

事務局（杉本） それは案件の審査をやっていく過程でという意味になりますか。

清水委員 例えば世銀なりADBがつくっているような文書と同様のものをつくっていらっしゃるのでしょうか。つまり、事前評価表なり事前通報の紙を見ている限りでは、環境社会配慮が必要であるような項目があったとしても、それが一体どの地域で行われるのかとか、コンサルテーションはどうなっているのかとか、そのあたりが全くわからないままなのです。ですから、政策対話とはいえ、政策を進めていくに当たって考慮すべき事項がある場合には、その環境社会配慮面に関する文書なりも当然発生してくるだろうと思うのですけれども。

事務局（杉本） それはガイドライン上で言うとEIAなり環境モニタリング計画なりというような内容のものということになりますか。

清水委員 EIAという名称がつくかはわかりませんが、インパクトについて評価したものという意味です。

事務局（杉本） 基本的に協議の中の大宗を占めている事項は、案件によって違いますので必ずしも全部それが当てはまるということではないと思いますが、一義的には、その政策をやることによってどう物事が改善されるかというところが当然ながら議論の中心になっていきます。ただ、それも個々のプロジェクトの話ではなくて、こういった制度をこ

ういうふうに変えていった場合にどのようなプラスの効果なりが期待され得るのかというマクロ的な話です。当然、そういった政策を進めるに当たっては国内で利害関係が省庁間なりである場合も多いかと思しますので、そういった点について政策の実施ができる、できないということを現実に調整しつつ合意形成していくというような話を中心になっていると理解しています。ですので、基本的にはその中でどういう具体的なアクションなり政策なりをやっていくのかということがメインになってこようかと思えます。

具体的なイメージとしては、例えば世銀のホームページの中で政策借款のスタッフ・アプレイザル・レポートが公開されていますけれども、あの中で、こういう政策をやるですとか、こういった政策マトリクスの中でやっていくというような文書がついていますが、基本的には、ああいったアクションの原案をつかった上で、それを実際やっていけるのかどうかということ、世界銀行とかの協融ですと政治的なレベルの折衝も含めてやっていくということです。

原科座長 そうではなくて、政策方針の段階で環境社会配慮をどうやったかということの御説明をいただかなければいけないのです。ですから、そこまで細かくブレイクダウンする議論はここでは要らないと思います。政策借款ですからね。

J B I C (岡崎) 国際協力銀行の環境審査室長の岡崎でございます。

政策借款、プログラム融資と言わせていただきますけれども、プロジェクト融資とプログラム融資とを分けた場合に、プロジェクト融資は円借款のお金の使途として実際にプロジェクトが行われますので、資金の使途として結びつきがあるわけですね。ですけれども、プログラム融資にはそれが無いわけですね。インドネシアの気候変動対策の借款の場合も、日本政府とインドネシア政府との間で、気候変動の影響を回避するためにインドネシア政府がどういう政策をとったらいいかということ、議論してきたわけですね。その結果として合意されたプログラムがあって、インドネシア政府がその履行を約束したので、日本政府としてはそれを支援しましょうということで、今、契約交渉の大詰めにあるわけですね。しかし、日本政府としては、あるいはJ B I Cとしては、そのインドネシア政府がとる政策が本当に気候変動対策として有効かどうかということは今後検証していきますよ、モニタリングをしていきますよということも、今、両国政府間で議論されているわけですね。ですから、我々の理解では、あるいはこれは国際機関もそうだと思うのですが、資金の流れととるアクションには結びつきがない。ですから、我々としては、環境社会配慮の確認をするものの対象としてはなじまないということでこれまでのガイドラインを整理してきま

したし、現在もそういう立場なのです。それに対して異論はあると思いますが、現在の立場はそういうことです。しかし一方で、日本政府としては、あるいはJ B I Cとしては、これはインドネシアの例を事例に申し上げますけれども、インドネシア政府が今後やっていく政策が具体的なアクションを伴って、かつ気候変動に対して有効かどうかということは資金の出し手として検証していきますよと、その検証する枠組みをどうやってつくっていくかということとを別途議論しているのです。ですから、我々の理解というか、立場としては、そういうプログラム、相手国政府が行う個々の政策のアクションとか個別の政策に対して、それが環境社会配慮が適切になされているかどうかということを検証するものとしてはなじまないのではないかという立場にあります。そこに対して御意見があるのであれば、それはお聞きしますけれども、少なくともこれは国際機関もそうですし、J B I Cもこれまでそういうふうにはやってまいりました。

清水委員 何点かあるのですけれども、まず、政策借款において、J B I Cの立場として、今回のインドネシアの例であれば、これが本当に温暖化対策に有効かどうかということについて見ていくのだという点は、それはそれで必要だと思うのですけれども、一方でその政策が与える影響を見ることも必要だと思います。そういう意味において、原科先生がさっきおっしゃったような、政策レベルで見たときの環境影響を見るためのS E Aなり何なりというものがあつたらいいのではないかということが1つ。これは前々回ぐらいに議論しましたけれども。

それと、サブプロジェクトレベルのものもやはりこれに含まれているのだろうと、この紙を見る限りは読み取れるのです。パイロット事業と具体的に書いてありますので。現在、過去の政策借款を見ると、確かに投資に関する話であるとかそういうようなことが多いわけですが、私がここで懸念しているのは、気候変動対策円借款ということで、インドネシアの案件と似たような内容のものがほかの国でも、今まさに日本政府と各国政府との政策対話が行われているところだと思うのです。その気候変動対策の中で、私は気候変動対策については余りよく知らないので余り偉そうに言えないのですけれども、今、世銀の中でもメインになっているのが森林減少・劣化に由来する排出削減だと理解していますので、そういう意味において、この森林に関するパイロット事業というものがほかの国でも行われていってもおかしくないし、可能性は非常に高いと思っています。したがって、今のJ B I Cのスタンスのように、全くその影響を見なくていいのでそういう文書はありませんというのは、今までの過去のお話と今後の話と少し違ってくるのではないかと



思っています。先日、政策借款の話をしたときに、福田委員からカンボジアの例についてお話がありましたけれども、今後の森林セクター改革においてもやはりインスペクションパネルにかけられて、先住民族が物すごい影響を受けたということで理事会も承認しているという案件がありますので、すべてというわけではないですけれども、今後、気候変動対策円借款については、特に私が懸念しているのですけれども、恐らく環境社会配慮文書がつくられるべきものがあるだろうと思いますし、そういう文書に関しては情報公開をするべきであると考えています。

J B I C (岡崎) あまりこの点だけで議論をするつもりはないのですが、御懸念は我々も共有します。ですから日本政府としてモニタリングチームをつくっていこうということを考えているわけです。これはなぜかという、プログラム融資というのは政策的な内容を合意してしまえば一遍にお金が出てしまうのです。ワンショットでお金が出て、相手国政府の財政に入っていくわけです。そして、そのお金が使われてインドネシアが個々に何をやっていくかということは我々はもう追いかけません。ですけれども、1年後ないしは一定の期間後にモニタリングをした結果として、インドネシア政府あるいは途上国政府のパフォーマンスがよくて、かつ引き続き支援が必要だということであれば、モニタリングをした結果としてその内容を検証した上で次のプログラムを考えていくという貸し方になります。その中に、我々がインドネシア政府の財政に入れたお金と、その先でインドネシア政府がひょっとするとそれを使って何かやったかもしれないけれども、そこはお金と直接的な結びつきがないので、そこまでの環境社会配慮確認をどうやってやっていくかということについては我々も考えたいと思います。

というのは、私自身、この間、福田委員からカンボジアのケースを教えていただき、清水委員からコンゴのケースを教えていただきましたけれども、少なくとも私の理解ではプログラム融資というのは個別のプロジェクトと直接的なお金の結びつきがないので、インスペクションパネルにかけられて、かつ世銀側が勧告の対象になったというケースは正直申し上げて知らなかったものですから、そういう意味では、プログラム融資がそういう場で議論になって、かつお金の結びつきがないサブプロジェクトがそういう形でインスペクションパネルで世銀に対して勧告が出ているということであれば、我々も今後プログラム融資に対する考え方を変えなくてはいけないということだと思っております。

ですけれども、そこで今、ではどうするかということについては言葉を控えたいと思います。少なくとも現行のガイドラインはプログラム融資についてはそういう理解で、個別

のプロジェクトの環境社会配慮が必要なものとしては対象から外していましたが、今度もしプログラム融資を環境社会配慮確認でやるといっても、我々金融機関は、あるいは無償でもそうですけれども、実際の資金と行われているプロジェクトの間に結びつきがないものをどう環境社会配慮確認していくのかという問題に直面するので、今の段階では今後の対応について立場を明らかにするのは控えさせていただきたいと思います。

吉田副座長 コメント 2点、まず政策借款について多少理解がずれているのかなという点、それから、今の議論はとても前向きに受け取っていききたいという点です。やっていくと、今後のODAの1つの分野としてはまさにグローバル・クライメートのお話ということが出てきますし、そういう意味では、政策借款、とりわけ環境政策に関与するような政策借款については当然のことながらそれ自身が実はSEAですよ。今のインドネシアのお話を聞くと、まさにSEAに基づいてそういう政策借款をしているとしか私には思えなかったのですが、そういう意味では、今後、我々の今回の改定議論審議に当たっては、政策借款についても、環境に関するものにはSEA的アプローチを当然していくべきだということです。ただ、カンボジアの世銀の例に関して言えば、まさに環境政策のプログラムにもかかわらず、戦略的アセスメント、とりわけ社会的な配慮が欠けていたという事例ですよ。そういういい事例があることを踏まえても、ぜひとも、とりわけ環境政策に絡むような政策借款についてはSEAとわだちが同じだという意味でとらえるべきだと思いました。

ではほかの政策借款はどういうするかということに関してはなかなか難しいところがあって、政策借款に関する文書公開に関しては、基本的には当該国が公開したものの以上のものは公開すべきではないと思います。これはほかの機関もそうしてとっていると思います。この政策借款は極めて強い内政干渉という色彩が強く、場合によっては公開することによって簡単に政府が転覆してしまうような大きなインパクト、例えば電力料金の改正とか、超極秘事項として為替をどう動かすとか、そういう非常にセンシティブなもので、トップシークレットとして相手方行政と交渉をしているという局面が現実としてかなりあるわけですから、必ずしも何でも議論されたものが公開されるべきだということにはならないというのが、現実はそのふうな動いている。ですから、ちょっと違った政策借款においても、環境にほとんど影響がないし、それがトレースできないようなもの、これは岡崎さんの説明にもあったように、プログラム借款としてディスバースが1つぼーんと出て行っていった、その後検証して、約束された政策執行がなされて成果が上がっていなけ

ればもうディスバース出しませんよというレバレッジを使っているわけです。したがって、政策借款を2つ分けて整理してガイドラインについても議論をしてはいかがでしょうか。

J B I C (岡崎) もう1点だけ。

政策借款をモニターして、かつ相手国政府に対して勧告をしていくというのは大変な作業なわけですね。インドネシアのケースの場合も、日本政府からモニタリングチームのヘッドを今ある方をお願いをしようとしていて、かつJ I C Aにもお願いして、環境政策に関する多数の専門家を雇用してインドネシアの政府に派遣することにしています。そういった実務レベルでもインドネシア政府のアクションを支援していくという体制を今整えつつあるわけです。言ってみれば、日本政府、J B I C、J I C Aとして総動員でインドネシアの環境政策、気候変動政策をサポートすると同時に、それを検証、モニターしていこうという立場にあるわけです。その結果としてさらに支援が必要だといことであれば、翌年、それまで1年間やってきたモニタリングの結果を踏まえて、次にどういう政策をとったらいいか、あるいはとってきた政策をどう是正したらいいかということを再び両国の政府間あるいは実施機関で議論をする。そして新たな合意が出ると、またお金はワンショットで出るわけです。そういうサイクルのくり返しになっていくのです。

それと個別のプロジェクトの環境社会配慮確認をしていくというエクササイズというのは自ずと違って来る。かつ、気候変動に的を絞ったものであれ、あるいは特定のセクターに的を絞ったものであれ、政策を支援していく、かつ資金は相手国政府の財政に入ってしまうわけですから、その効果というのは、一義的には相手国政府のマクロ経済にどのぐらい影響を与えているかということを見ていかなければいけない。そうなってくると、従来は、少なくとも環境社会配慮確認のプロセスも外に置いてきたということがございます。

まさに今、吉田副座長から御指摘があったのですけれども、情報公開の観点からだとすると、その両国政府間の中で合意したものをどこまで出していくのかというのは、例えばアジアの通貨危機のころを思い出していただければ容易に想像がつくと思うのですが、途上国政府として国際機関との間で合意した内容について、それを公開することで、こんなことをのまされたのかということで途上国側で民衆の怒りを買った例も実際にあったものですから、そういう可能性のあるものまで公開していくということに関しては、何でもかんでも公開したらいいということとはまた違う議論があるのではないかと思います。

原科座長 何でもかんでも公開したらいいというわけではないというのはそのとおりだと思います。限定的になるところはあると思いますね。ただ、日本が支援するわけで、そ

れが適切かどうか、どこかで第三者チェックが入らないといけないので、それは一気に公開までいかないのですけれども、どこかでそういうふうな工夫が必要だと思います。そうしないと説明責任が果たせないですから。だから、公開というよりは、私はやはり審査会の機能をかまさないとうまくいかないと思いますけれども、限定的に外部専門家がチェックするというようなことであれば今言われたようなことでうまくいくと思います。

ちょっとこの議論が白熱してきましたので、新委員の紹介をし損ないましたけれども、環境省の御担当が新しく交代されました。一言ごあいさつをお願いします。

小林委員 8月1日付の異動で環境協力室長になりました小林でございます。本日は少しくれまして大変申しわけありませんでした。どうぞよろしくをお願いします。

原科座長 よろしくおしいたします。

どうぞ。

J B I C (岡崎) そのときに我々が一番直面するのは、日本政府、J B I C、J I C Aとして、民間の方の協力も含めて相手国政府の政策に対する協力をするのは、言ってみればオールジャパンでチームを総動員するわけですね。そうすると、さらにそれ以外に第三者をお願いをするということになると、そもそもそれだけの専門家がいるのか、ひょっとすると別の国の専門家に行ってほしいというようなケースもあって、ですから、本当に相手国政府の政策を後押しするときというのは、両国の政府間で合意した相手国の政府のアクションについてそれ以外の第三者の検討に委ねるというプロセスが本当になじむのかなということが我々の感触としてはございます。これは我々の感触として申し上げているだけです。

原科座長 私の感触は逆でございまして、環境社会配慮の専門家が関与しないと環境社会配慮のチェックできないと思います。だから、これはその交渉とは別の話ですね。

J B I C (岡崎) いや、ですから、インドネシアのケースで申し上げますと、環境社会配慮の専門家から成るチームが実際にインドネシアに行くわけです。両国の政府間で合意したものを本当にインドネシア政府が有効な政策としてやっているかどうかをアドバイスするためのチームをオールジャパンで編成して送り込んでいるわけです。それをさらに日本の国内で検証するということになると、インドネシア政府から見れば、日本政府から来た専門家との間で合意してアクションをとっているのに、それがまた日本国内で別な人に検証を受けるということになるとなかなか難しいだろうなという気がします。

原科座長 それはちょっと極端な例ですね。一般論として私の考え方を申し上げました。

フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

フロアから提案するのも僭越なのですが、この清水委員の御提案は、「政策借款関連の主要文書を公開すべき」というこの1行なのです。今、政策借款の環境レビューのあり方、それから第三者機関による検証の方まで話が広がってってしまうように聞こえるのです。清水委員の政策借款についても環境レビューすべきという提案については、前々回に「環境レビュー」のところで議論しまして、資料11-1-3によりますと、JBIC・JICAとしては、政策借款であっても環境社会面に与える影響についてはカテゴリ分類を行う方向で検討というような御回答をいただいているわけです。文書の公開の話は、この環境レビューで何を見るのか、何をもとに環境レビューをするのか、それによって公開すべき文書の対象も決まってくると思うのです。ですから、今この議論を突き詰めても仮定に基づく議論になってしまっていて実りがないのではないかと思うので、提案としては、先に行ったらいかがでしょうかということです。

原科座長 ありがとうございます。私もそう思います。余計なことを言いまして済みませんでした。

ということで、レビューに必要な文書に関して公開はするということで考えてよろしいですね。それがどの範囲かということでしょう。レビューに必要な文書というか、レビューのためのスクリーニングですけれども、基本的に何らかの文書を公開していただかないと先へ進まないということだと思います。だから、ここでは何もかもということを行っているわけではないと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。では、次に参りましょう。

14ページに参ります。「契約締結後の情報公開」。

では、これを御説明をいただきます。

福田委員 この点については、満田さんからこちらのNGO側の提案の趣旨を説明させていただきたいと思います。なお、本日、皆様のお手元にお配りした資料の中に1点、この点についてのペーパーが含まれていると思います。

原科座長 追加として出ている分ですね。満田さんからの「契約締結後の情報公開について」ですか。

一般参加者（満田） 追加で配付させていただきました資料で「11-1」という資料があるのですが、ちょっと茶色目の紙です。

「契約締結後の情報公開について」というタイトルなのですが、NGO提言に基づきまして、より詳細な……

福田委員 「ステークホルダー分析について」と書いてあるのですけれども、裏返していただくと「契約締結後の情報公開について」という名前の文書がありますので、そちらをごらんください。

一般参加者（満田） 紙資源の節約のために、2つの論点を一緒にとじてしまっております。

このNGO提言の内容は、新JICAは、「契約締結後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資機関としての所見ないし環境審査結果を公開すべきである。また、環境レビュー結果に以下の内容を記載すべきである」といたしまして、1点目として「借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策」、2点目といたしまして「ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対するJBICの評価」。これはJBICあての提案がもともとのもので、正しくは「新JICA」ということであり、また「借入人」という言葉は円借款を念頭に置いて使っているのですが、これは無償資金協力の場合も同様のことが言えると思います。

これは私たちの現状に対する幾つかの問題意識に基づいて提案させていただいております。

確かに現状、円借款で事前事業評価表として環境審査の結果が短く要約されて公開されているわけですが、幾つかの項目につきまして非常に物足りなく感じている次第です。まず影響項目自体も案件によって幾つか絞り込まれて書いてあるにすぎない。

また、問題がないことが非常に簡単に紹介されていて、その影響が何であるのか、その規模、具体的な数値、あるいは問題がないことの根拠が、私たちとして納得がいくような根拠が示されていないことも多いのではないかと問題意識であります。

また、代替案の検討状況については記載がなく、例えばEIAの承認の際の付帯条件などと思われるものについても特段の記述がない。

あるいは、EIA、環境管理計画、住民移転計画等の基本的な文書の策定・公開・協議の状況についても記述がないことがある。

実施機関と合意されたような環境社会配慮上の対策についても、時々記述があることもありますが、大抵はない。

ステークホルダーから寄せられた意見及びその対応についても記述がない。

「自然環境への影響」というような項目で書いてあることもあるのですが、それについては、「保護区がない」とか、そういう記述だけで、当該地域における生態系の概要などについての記載はない。

それから、社会環境への影響については、住民移転に関する情報が書いてあることがありますが、その他の社会環境に関する記述がないと理解しております。

例といたしまして、2つほど、事前評価表からの抜粋をその下に引用してあります。

最初の例ですが、インドのデリー高速輸送システム建設事業、フェーズ2（ ）というやつですが、社会環境面としてこの4行が書かれています。本事業により移転が必要な住居及び構造物が1,655戸と書かれていて、これがすべて家屋だとすれば非常に大規模な住民移転だと考えています。この大規模な住民移転に関してこの4行の記述だけで果たしていいのかということ非常に疑問に感じているわけです。

その次のページをめくっていただきまして、この1,655戸という構造物の移転ということは書いてあるのですが、住民移転の数、用地取得の対象者の数、あるいは経済的な影響を受ける住民の数については特段の記載がされていないわけです。この記述をよくよく読んでいただきたいのですが、移転のスケジュールで、手続については記述があるのですが、住民への影響の内容、生計への影響があるかどうか、あるいは具体的な対策、例えば移転先はどこかとか、移転先はそもそもあるのかとか、補償政策はどうなっているのかということに関しては記述がないわけです。住民移転計画が策定されているかということについても記述されていない。あるいは住民協議の内容とか、住民から何を言われているのかということも特段書いていない。それから、このデリーメトロの案件は過去たくさんのフェーズ分けをして、関連事業がたくさんあるわけですが、過去においてもたくさんの住民移転が生じているわけです。現在その人たちは一体どうなってしまったのか、それは実施機関のパフォーマンスですとかこの事業のパフォーマンスをはかる上で非常に重要な指標だと私は考えておりますが、それについての記述は一切ない。

2つ目の例といたしまして、インドネシアのアサハン第3水力発電所建設事業です。これについては自然環境面についての記述を引用しております。水力発電事業でありますので、通常は自然環境面への影響は非常に大きいと思われるわけなのですが、ここに書いてある記述はこの6行なわけです。この記述に関する疑問点は、ちょっと時間がないのでここでははしらせていただきますが、やはり非常に限定的な記述で余りうなずけないなど

という気がいたします。

一方、他機関の例を見ますと、2ページ目の下の方に世界銀行のPADに盛り込まれている項目の例として抜粋しております。これはある事業から引っ張っているのですが、これが汎用的に使われているかどうかというのは検証不足なのですが、分量としては10ページ程度は書いてあります。量があればいいのかということもあるとは思いますが、しかし、現在の事前評価表の書きぶりは圧倒的に量・項目双方とも私たちが納得を持って読むほどにはなっていないのではないかと問題意識がございます。

提案といたしましては、JBICが意思決定の根拠として現在も作成しているであろう環境審査結果あるいは環境チェックリストそのものを公開することを提案したいと思います。また、借入人と合意された環境社会配慮上の対策あるいはステークホルダーからの意見への対応というのは判断根拠を示す上で非常に重要な項目だと考えておりますので、それについてはぜひとも公開対象にさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上です。

原科座長 わかりました。今の公表の形では余りにも情報量が少ないということだと思っております。

これはどうしてこんなに簡単な表現しかしていないのですか。

事務局(杉本) 現在の情報公開に関してですが、JBICはそれぞれのプロジェクトについて、技術的な面ですとか財務的な面その他幾つかの項目を合わせて総合的な判断をしており、環境社会配慮についてはその中の一部ということを出しているものです。特に御指摘のあった点はカテゴリAに該当する案件かと思いますが、それについての記述が十分でないという御指摘だと理解しています。その点に関しまして今こちらで検討しているのは、案件のカテゴリ、具体的には環境社会影響の度合いにより、その内容、ひいてはボリュームは変わってきますので、一律ということにはならないかとは思っていますが、例えばカテゴリA案件であれば、その中でも大規模な非自発的住民移転が生じる案件についてもう少し詳しい情報開示をしていく、というようなことを考えていまして、具体的にどのような形での対応が可能か、ということを検討しているところです。即ち、開示情報拡大の方向で今検討しているところでございます。

ここにある世銀の例については、当然のことながら我々の方でも初期の段階で検討済みの事項です。これについては、意思決定のタイミングですとか、世銀の場合には世銀だけで物が決められるとか、業務のプロセスに違いがありますので、必ずしも世銀がやってい



のと同じタイミング、同じプロセスでの情報公開とはいかないかもしれませんが、これを1つの方向性として捉え、特にこのISDSに関する部分になるかと思いますが、情報公開をしていけないかということもあわせて検討しているところでございます。

ですので、問題意識としては同様なものは持っております。ただ、具体的にどうやってやるかという点について、その裏づけがないとなかなかこうと言えない面もあり、その点を今検討しております。この点については、検討がまとまり次第御報告させていただければと思っております。

原科座長 わかりました。今の御提案の方向で検討を続けていただけるとのことだと思います。

それでは、千吉良委員、どうぞ。

千吉良委員 民間金融機関から見ると、審査結果を公開しなければいけないというお立場に非常に驚くのですけれども、公的機関としては仕方がないのかなということなのですけれども、こういう情報公開をするときに、当然開発主体にとっては公開してほしくない情報というのはあるはずだと思うのですけれども、その辺はどうされているのかというのが非常に気になっております。というのは、さっきの論点でも、先方が公開している情報についてはこういった形で公開するのはいいと思うのですけれども、向こうが知られたくない途上国というのは社会経済基盤も弱く政情不安な国も多くて、情報管理というのは1つのリスクマネジメントという位置づけだと思うのです。そういったことで非常にセンシティブになっているところで、私はこういう形でいろいろな情報を日本が公開してしまうリスクというのは考えた方がいいのかなという気はしております。さっきの翻訳の話もしかりですけれども、一たびこういうのが英語になると世界中に情報が拡散していくということで、開発主体に予見していなかった影響を与えたりということも心配しなければいけないのではないかと思うのです。最初の話に戻りますが、こういった審査結果の公開について、借入人に対して、こういった情報を公開していいとかいけないとか、そういうチェックはちゃんとされているのかどうか、そこを教えていただきたいと思えます。

事務局（廿枝）そこは私どもも相手国政府との信頼関係に基づいて、相手国政府が出したくない情報も我々にはしっかり出していただかないときちんとした判断ができないわけで、千吉良委員がおっしゃったように、我々が受け取った情報をぼんぼん外に出しているようだと、相手国も、新JICAは出した情報は全部公開するのか、じゃあもう情報は出せませんねということで、我々が本当は掘るべき情報が結局得られないまま間違った判

断をしてしまうということで、そもそも機能としてサステナブルではないので、そこは我々としても、本当に必要な情報をタイムリーに入手して、誤った判断をしないように常に注意しているところです。先ほど来の議論でも、翻訳の話にしる、政策借款の政策文書にしる、あるいは今回の環境レビューに関する情報にしる、まず大前提として、相手国政府が既に公開している、あるいは既に公開していなくても公開することに同意しているものについては我々は敢えて隠すつもりはございません。翻訳についても、我々が勝手に英語にして、勝手にそれを公開しましたとなると、例えば我々が途上国の立場であれば、日本語でEIAをつくりました、それを我々に対する援助機関が勝手に英語に直して援助国の中で公開しました、我々の中でよくよく見るとそれは間違っていましたというようなことがあっては非常にまずい話だと思いますので、翻訳について公開するとしても、当然事前に相手国政府の了解が必要だと思います。

原科座長 翻訳はおっしゃるとおりです。そういうものに対しては。だから、相手政府の中で公開しているものに関する翻訳ということでしたね、さっきおっしゃったのは。

福田委員 今、廿枝さんがおっしゃった趣旨は、翻訳版をまず一回相手国に見せて了承を得るという趣旨で、そういう議論は先ほどしていただきたかったと。

事務局（廿枝） 済みません。

政策借款もそうですね。相手国政府が既に公開している政策文書であれば、それは別に我々が隠すつもりはないです。SEA的なところがどこまでできているのかというのは今後検討する必要がありますけれども。

今のこの件についても、先ほど杉本が言いましたように、今回のガイドラインの改訂を機に見直すべきところは見直すということです。私どもの現在の環境レビュー結果の情報公開の度合いに非常に不満が大きいということであれば、もちろん我々はそれを真摯に受けとめて、可能な限り、すべての案件というわけにはなかなか人が増えない中で難しいかもしれませんが、要はカテゴリA案件についてはもっと充実した、そういうことができないかということで検討はしたいと思います。ただ、先ほど満田さんからあったように、我々の内部の審査資料そのものを公開するというのは私どもとしてはできかねるということとはここではっきり申し上げたいと思います。

原科座長 では、田辺さん。

一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。

2つありまして、1つは、NGO提言の中で我々が聞いていた点は2点ありまして、借

入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策と、それからステークホルダーから提供された意見、経営に対する事業者の対応と当該対応に対するJ B I Cの評価ということを契約締結後の情報公開としてやっていただきたいという点がまずありまして、この点に関して返答がなかったのでお答えいただきたいというのが1点目です。

2点目は、先ほど満田さんからインドのデリーのフェイズ2 ( ) という案件に関して紹介いただいたのですが、この案件は私も見ていまして、E I A等チェックしましたところ、E I Aを見ても代替案は書いてないですし、協議録が入ってなかったので、結局、この事前評価表を見て、E I Aを見ても、J B I Cのガイドラインを果たせているかどうかというのはわからなかったのです。なので、E I A等々でJ B I Cがプラスアルファで質疑応答を実施機関とやって、代替案とか協議録なんかもその質疑応答の中で確認されていると思うのですが、そういった情報は、E I Aに載っていなかった情報として、J B I Cとして、ガイドラインを果たしていたかどうかという点もこの事前評価表の中で説明していく必要があるのではないかと考えています。この点に関してお聞きしたいと思います。

事務局(杉本) ここに具体的に出てきています2つの点については当然環境レビューの中で確認している点ですので、こういった点についても含めるという形で具体的な記載内容を検討していきたいと思います。

原科座長 2つ目は今ので回答は大丈夫ですか。

事務局(杉本) 2点目につきましては、公開されたE I Aの中に住民協議録が入っている場合もあれば、入ってなかったので実際に現地での協議を行うなり書面でのやり取り等々を通じて一体どうだったのか確認をしていく、不十分であれば追加での実施を求めるといったことを行っており、ここまでやればガイドラインで求めている水準は満たしているだろうと判断したところでゴーサインを出すという形で対応しております。ですので、確かにその意味では最終的な決定に至るまでに出てくるドキュメントのタイミングというのは案件によって違うものはあり得るとは思います。そういった点についても最終的な結論をきっちり含めた形で説明責任を果たしていくという御趣旨だと理解しましたので、その点はもう少し注意した上で検討したいと思います。

原科座長 ありがとうございます。

では、満田さん、どうぞ。

一般参加者(満田) 地球・人間環境フォーラムの満田です。

非常に前向きなお話をいただいてほっとしているところなのですが、廿枝さんが、内部

で作成している環境レビュー結果なり、そういう内部資料は公開できないとおっしゃって、そうなのかもしれないのですが、私としては、そういった既存のものを環境社会配慮に関する意思決定の根拠として公開するのはある意味低コストでいいのかなと思って提案させていただいた次第です。加えて環境チェックリストというものもせっかく作成しているわけですし、その中に多くのJ B I Cとしての確認事項というものが集約して詰まっているので、これは判断根拠としては非常にすぐれたものではないかと思って提案させていただいております。

仮にこれらのものが公開するようなものではないとされるのであれば、今、杉本課長から非常に積極的に、カテゴリA案件についてはもう少し情報の量・質を充実させるような方向でというようなお話があったかとも思うのですが、具体的にどのような環境審査結果のフォームを公開されるのかという対案をいただいて議論した方がより具体的な議論になるのかなとも思っているのですが、そこら辺、今ここではというのは無理だとは思いますが、次回といいますか、こういったチャンスにそういったものを示していただけると大変ありがたいと思います。

原科座長 内部資料の一部は公開可能だと思いますけれども、物によりますね。甘枝さんはすべてと言ったわけではないのでしょう。すべてを公開しろと言われても困る。それはそうだと思います。

事務局（甘枝） 当然、私どもは内部で審査をやった後に、これは別に環境社会配慮面に限らず、そもそも相手国政府の債務返済能力から審査を始めるわけですけれども、経済状況とかそういった内部の情報については、先ほど千吉良委員からも御指摘があったように、公開を前提にしないで、あくまで融資を検討してくれているJ B I C限りでということと相手国から入手している情報だってあるわけです。そういったものについて、入手した情報は基本的に全部公開するというスタンスの機関であれば、もう既に公表している情報しかもらえなくなるわけです。それだと我々審査にならないので、そこは非公開の情報であっても我々にはきっちり見せてもらわないと困る、そうしないと我々は融資を検討できませんということをやはり言わなければいけないわけです。

原科座長 だから、そういうことではないのでしょうか。満田さんが言っているのは。

事務局（甘枝） ですから、環境社会配慮面に関しても、先ほども申しましたように、既に相手国が公開している情報は我々としても公開しますけれども、相手国が公開していない情報について、それを我々がどこまで出せるかというところは慎重に検討して出さな

いといけないということであって。

原科座長 それはわかります。だけど全く公開しないというわけではないですよ。

事務局（廿枝） そうです。だから、相手国政府が公開していない情報は我々は全く出せませんと言うつもりはないのですが、ただ、そこは慎重に検討する必要があるということとで。

原科座長 私の理解は、チェックリストというのは相手国政府の情報をベースにつくるけれども、J B I Cの中でチェックリストをつくられるわけでしょう。加工するわけですが、情報の。だから、ダイレクトに生データがチェックリストの中に入っているわけではないのでしょ。さっき提案されたのはチェックリストという言葉ではなかったですか。

事務局（杉本） チェックリストとおっしゃっているのは、環境ガイドラインについている環境チェックリストのことだと理解していますが、いずれにせよ、今、内部でつくっている資料は、てにをはの表現ぶり等も含めて公開を前提につくっているものではありませんので、公開するというのであれば、これを念頭に置いてきっちりとした形で作成することが必要になると思います。

原科座長 チェックリストというよりも、あるいは環境審査結果または所見とか、何しろ J B I C の判断根拠を示してもらいたいというのが満田さんの御提案ではないですか。

事務局（杉本） その点は理解していますので。ただ、どういう形でやるかということは今ここで申し上げることはできないのですが。

原科座長 そういう方向で検討はするということですね。

事務局（杉本） はい。その意図は理解しておりますので、具体的にどういう形がいいのかというのは慎重に検討させていただきたいということです。

原科座長 ありがとうございます。

2時間たちましたので、そろそろブレイクに入りますけれども、今、満田さん、手を挙げられていたけれども、今のでよろしいですか。

一般参加者（満田） はい。

原科座長 では、もう1人だけ。

清水委員 今の論点に関して私から1点だけ追加させていただきたいのですが、この満田さんのペーパーにある追加で1点ですが、私が事前事業評価表を見たときに思ったのが、特に社会影響について見てみると、「国内法にのっとり」という言葉が幾つか散見されまして、では国内法、国内法と言っているけれども、ガイドラインにのっとり

どうなったのかとか、JBICのガイドラインで言っている国際基準であるとか、グッドプラクティス等を参照するというあたりと関連してどうだったのかということについては見当たりませんでしたので、今まさに杉本さんが御検討されていると思うのですが、その内容について、その際には、その点についてもあわせて御検討していただけると幸いです。

原科座長 そういう御要望があったということでいきましょう。

事務局（杉本） 事実のみではなくて、その述べてある事実をもって、なぜこれでよしと判断したのかという判断根拠の部分ということでよろしいですか。

清水委員 基本的にそういうことなのではございますけれども、実はこの事前評価表を見たときにもう1つ懸念がありまして、国内法についてはかなりしっかり見ていらっしゃるのだろうなと思ったのです。つまり、事前事業評価表にも国内法にのっとりとは書いてある。一方でガイドラインにのっとりどうなのか、一体それはレビューの中でどこまでやっているのかなというのは、実は事前評価表を見た限りはちょっとはてなマークだったのです。なので、その部分について、ガイドラインにのっとりどうなったのかという点についても明確にさせていただけたらと思います。

事務局（杉本） ガイドラインに基づいて、国内法にのっとり行われている事項についてこのような理由でガイドライン上も適切と判断したというような根拠を示す、ということですね。「国内法に基づき」という記述で説明している場合には、現地の法制度にのっとりなされる事項についての内容をガイドラインの考え方と照らし合わせた結果、ガイドラインで求めているものについては国内法に従うことで基本的に充足されていることが確認され、その結果として事前評価表では「国内法にのっとり実施される」と書かれていると理解していますが、ご指摘の点も含めて検討いたします。

原科座長 もう1人手が挙がりました。では、今の関係で。

福田委員 国際基準との参照の状況というのは1つ重要なことだと思っていて、例えば非自発的住民移転とか先住民族に関する影響がある場合ということになると、実は今のガイドラインではそれほど詳しいことは書いていなくて、一方でどのように環境社会配慮は適切かということを見るかという文脈でまずは国内法を遵守していること、それから国際基準を参照し、乖離がある場合には、その乖離の背景を説明、理由を確認するということがガイドラインに書いてあるわけですから、そのプロセスが何か見えるような書きぶりというのを我々としてはお願いしたいと思っているところはあります。

原科座長 それでは、ちょっとブ레이크を入れます。今、4時7分ですので、10分程度休んで、20分から再開します。

午後4時07分 休憩

午後4時21分 再開

原科座長 それでは、再開いたします。

まで切りがついたと思いますので、 に参ります。「モニタリング報告書の公開」。  
早速、まずNGOの方、御説明いただきたいと思います。

清水委員 この「モニタリング報告書の公開」につきましては、私たちが最初に昨年の11月に出したNGO提言書において3つのポイントがありました。1つ目は、事業者によるモニタリング報告書を公開するべきという点、2点目は、それを受け取った援助機関、新JICAが公開すべきという点と、3点目は、事業者によるモニタリング報告書を受け取った上でのJBICとしてのモニタリング結果を公開するべきだという3点のモニタリングに関する公開というものを提言させていただいていますが、1点目につきましてはこの論点表の別のところで議論させていただくことになっていきますので、ここで議論させていただきたいのはあくまでも新JICAによるモニタリング報告書の公開です。さっき言ったように、事業者によるモニタリング報告書を新JICAが受け取ったときの公開と、それを受け取った上での新JICAによるモニタリング結果の公開です。前回、モニタリングを強化するという事でこの委員会の中でも議論されましたけれども、私としては、モニタリング報告書の公開というのはモニタリングを強化する1つのツールであると思っています。今のJBICのモニタリングですと、基本的にはプログレスレポートを通じての机上のモニタリングが基本だと理解していますけれども、モニタリング報告書が公開されることによって、例えば実施中の案件であってもモニタリングについて影響住民であるとかステークホルダーなりが意見を言うことができたり、新JICAにしてみればそういう意見を得ることによってモニタリングの強化につながると考えています。

以上です。

原科座長 では、この件、お願いいたします。

事務局（杉本） モニタリング報告書の件ですが、ブ레이크前の議論でもありましたように、基本的には、現地で公開されているものであれば積極的に公開していくというスタ

ンスです。但し、事業自体は相手国側のオーナーシップによって実施されているものという点、及びそこで出てきている情報については、現行ですとJ B I Cとの間での情報交換ということで出てきている情報もあるというところに立ちますと、相手が出していないものについてこちら側で一方的に公開していくということは現段階ではちょっと難しいのかなと考えています。

ただ、繰り返しになりますが、相手側の国内で公開されているものについてはもちろん積極的に、例えば公開方法について工夫するなり、技術的に可能であれば公開していきたいと考えております。

原科座長 それに加えて、ここにございますように、「モニタリング結果が、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されるよう促す」ということもあり得るということですね。こう書いておられるから。

事務局（杉本） 実際にはいろいろと国内制度上の話もあるかとは思いますが、先ほど清水委員からありましたとおり、実際彼らの国の中で行われるプロジェクトについて、その国の中でこういった形で情報の共有がなされていくかということはまた一方で重要な話だと思いますので、そういったことについては長期的な取り組みとして認識し、継続的に働きかけていきたいと思えます。ただ、国や案件によってはいろいろな事情等々ある場合もありますので、それを一律の基準で対応することは難しいと思えます。

原科座長 義務づけは難しいけれども、促すようにしたいと。

清水委員 ありがとうございます。現地で公開されていけばJ B I Cも公開することは了解しました。なので現地での公開ということがキーになってくるかと思いますが、この点につきましては先ほど申し上げたとおり別途論点がありますので、そこで議論させていただきたいと思えます。

今お答えいただいていたのが、事業実施主体によるモニタリング報告書を受け取って、その後のJ B I Cのモニタリング結果の公開についても提案させていただいているのですけれども、それについて御回答がなかったと思えますので、お願いいたします。

事務局（杉本） 3つある中で、1番目が事業実施主体による現地国内でのモニタリング、2番目がそのモニタリング結果をJ B I Cなりが受領してそれを公開するか否かという話と、3番目のものとしては、J B I C自身が行ったモニタリング結果についてどうかということでよろしいですね。

その点については、現段階では必ず公開しますということは言えないかなと思っていま



す。先ほどの審査関連の議論に共通するところもあるのかと思いますけれども、相手国側、実施機関側も様々な事情を抱える中でモニタリングを実施するというのであれば、その協議については「ここだけの話だが」というようなことも場合によってはあるかと思えますし、またそういった状況の中で対策を検討していく必要性が出てくる場合も考えられるかと思えます。ですので、J B I Cが行うものについてこういった形で公開するかという点については、検討はしたいと思えますけれども、我々の懸念として今申し上げた点があると考えていることをとりあえず回答させていただきます。

J B I C（岡崎） 国際協力銀行の環境審査室長の岡崎です。

前回は私申し上げて、モニタリング体制を強化すべきだということは我々の認識として持っているということを申し上げましたが、一方で非常に悩ましいのは、このモニタリング報告書を公開するモニタリングの対象というのは、環境レビューの結果として実施機関であるJ B I Cと相手国実施機関との間でモニターしていく項目について、それを遵守しているかどうかということを見ていくわけですね。そうすると、時にはそれが守られていない可能性があるわけです。それを直ちに公開すると、この案件で相手国の実施機関は遵守すべき項目について違反しているじゃないかということが明らかになってしまうわけですよね。それらをオープンにしるということなのかもしれませんが、我々としては、そういうことを把握した場合には改善を求めていくというプロセスに入って行くわけです。なぜお互いの中で合意した項目について違反しているのか、その原因の究明、そしてその改善を求めていくというプロセスに入って行くわけです。そうすると、これは相手国の実施機関とJ B I Cとの間でかなり突っ込んだ議論になって行くわけです。例えば、モニタリングの文書を年に1回公開しますとか半年に1回公開しますということを言っておいて、時期が来たらとにかく公開しると。そうすると、公開した結果としてお互いの中で合意していた項目が守られていないじゃないかということが露見した場合に、我々が想像している以上に大きな波紋を呼び起こす可能性もある。一方で、我々がそういう波紋を呼び起こす前にまず相手の実施機関に対して原因の究明と事態の改善を求めていくということが適切に行えない心配もあるというふうに現場の感覚としては思っています。ですから、一般論として、モニタリングを強化し、かつその内容について公開するという点について異を唱えるものではありませんが、現場レベルで、そういうモニタリングの結果としてJ B I Cが金融機関として契約に基づいて事態の改善を促していく、その交渉をやっている最中にある場合にそういったものをどこまでも公開していくのかという悩ましさも抱えてい

ます。したがって、公開すべきという意見もわかるのですけれども、どのレベルまで出していくのかということについてはよくよく検討する必要があるのではないかなと思っています。

原科座長 そうすると、すぐには公開できないけれども、そういう対策を講じた段階では公開できると理解してよろしいですか。

J B I C (岡崎) そういう御理解で結構かと思うのですが、事態の改善がない場合には、今度、我々としてはより高いレベルでの交渉に入っていくわけですね。例えば事業の停止を求めたり、融資の停止を求めたり、さらに、例えば環境基準を守っていないくて現地で公害問題を起こしかねないような状態になっているようなことになりましたと、これは一実施機関と相手国の実施機関との間での問題解決のレベルにはとどまらない場合もありますので、ケース・バイ・ケースで考えていくとしか今の中では言えないのではないかなと思います。

原科座長 でも、そういう場合にこそ早目に対応しなければまずいから、公開しなければいけないと思いますね。

J B I C (岡崎) ですから、早目に対応しなければいけないということと、世の中に公にすることについてはレベルが違うのではないかなと私は思うのです。究極の力として J B I C あるいは新 J I C A は資金の出し手として事態の改善を求めていくということになりますので、その交渉の途上にあることを情報として公開していくということについては現場レベルでは難しさも伴うと思います。ですから、結果として、例えば、この事業について双方で合意していたモニタリング項目について合意がなされなかったので J B I C として融資をとめますとか、あるいはプロジェクトをキャンセルしますということになれば、これはそれ以降の情報の公開には資すると思うのですけれども、途上にあるものについて公開していくというのはなかなか難しいと思います。

原科座長 日本と随分様子が違うので日本の参考にならないかもしれないですけども、日本は当然公開が前提だということをやっていますけれども、その辺、私は、対策がきちんと打ち出されたら、その段階で公開した方がいいと思います。対策して、その結果がどうなったか待っていると、いつまでも公開しなくなってしまうでしょう。それで手遅れになったらもっとえらいことになって、日本は何をやっているのだということになってしまいますから、少なくとも J B I C が一種の指導というか助言をしていただいて、こういうことですよ、少し今オーバーしているけれども、ちゃんと対策を講じていますという方が

私はいいいと思いますので、そのようにお考えいただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、この件はそういうことで、あとはこの部分はどうでしょう。よろしいでしょうか。よろしいようでしたら、次に参ります。 の「公開方法」です。

清水委員 済みません、今の点なのですけれども、現状ですと、融資決定後は、JBICがどのように判断して、どのようにモニタリングをしたかということが全くわからない状況なのです。今ここで私たちが提案させていただいているのはモニタリング結果の公開ということなのですけれども、例えば世銀なんかの場合には、先ほど出ていたISDS、つまり Integrated Safeguard Data Sheet ですね、これはアプレイザルのときも公開されていますけれども、アプレイザル後にこのISDSに関する何らかの変更があった場合意は、それがアップデートされて公開されているということで、定期的というわけではないのですけれども、何らかのタイミングでこの環境社会配慮に関して変更が生じていた場合には公開しているわけです。なので、定期的に公開することは難しくても、例えばこの世銀のように、何らかの形で、大きな変更があった場合、大きな問題があった場合等については公開するという方向でも難しいでしょうか。

JBIC（岡崎） いずれにしても、モニタリングのところは、今まさに清水さんがおっしゃったとおり、現時点で何も公開していないわけです。ですから、どの程度の情報公開が可能かということをお新JICAとして検討させてください。今の御提案も含めて検討させていただきます。

原科座長 これからできるだけ公開の方向でやりたいと、今おっしゃったような件もあるので、その部分も配慮してということですね。

JBIC（岡崎） はい。

原科座長 配慮した上で方法を考えるということです。

それでは、 に行きます。「公開方法」。

これはやはりNGOから意見が出ています。これはどなたが。

清水委員 公開方法についてですけれども、これはスクリーニング後にJBICが行っている情報公開の公開方法、つまり環境社会配慮に関する主要な文書の公開の方法についてなのですけれども、現状はどうなっているかといいますと、JBICの広報センターにおいて公開されているということです。これはNGO提言書の発表のときにもありましたけれども、インドネシアから要請があったときに竹橋を案内されたという例もありますし、

J B I Cの事務局側のコメントとして、「地域住民や現地N G Oは入手可能な状況にあると思われる」と書いてあるわけですが、実際そうっていない例を私たちは見ているので、ここで提案させていただいています。

主な提案内容としては、まず1つがウェブサイトに掲載するという事です。これは現J I C Aでもやっていると思いますし、そのようにしていただきたいと思います。また、本部及び事業実施国における新J I C Aの現地事務所において公開するべきであるということです。さらに、これは別の論点になるかもしれませんが、当該事業により影響を受ける地域住民、現地N G Oからの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付すべきであるという趣旨です。

以上です。

原科座長 では、お願いいたします。

事務局（杉本） ウェブサイトで公開ですが、基本的に一部の国なり案件においては既にE I Aなりの公開自体がウェブでなされているところがありますので、そういったものについてはリンクを張るということは技術的にそう難しい話ではないと思います。但し、実際に受領しているものの大部分はドキュメントの形式になっていまして、それをどうやって載せていくかということになると、何かうまいやり方があるのかもしれませんが、例えばP D Fに一枚一枚スキャンをとっていった載せることを考えた場合、世銀の事例を見ても物によってはかなりのデータサイズになっているものもありまして、ホームページのサーバの容量とか、技術的な話もかかわってくるかと思しますので、現時点ではどの程度まで実施するかということを明確にお答えするのは難しい状況です。もちろん、そのような形での情報公開が可能であればその方が望ましいというのは基本的な考え方として持っているのですけれども、技術的な面でどの程度対応していけるかということは現時点では何とも言えないところもありますので、そこは確認なり検討なりしたいと思います。

また、J I C A事務所なり現地の日本側のオフィスでの公開ということですが、ここで一つ気にかかる点として、基本的には資金協力の場合には相手側の事業であるということで、そういった公開の努力なりアクションも相手側がとっていくべきという点が一義的にはあります。このため、その国のJ I C A事務所なり在外公館なりで公開していくと、一体どちらが主体になって公開していくのかというところがかなり曖昧になってくるのではないかと感じています。ですので、本件は一義的には現地の実施機関なりが公開場所を複

数にする等々自分たちの努力でもって改善していくということ、またプロジェクトの性格によっては我々としても環境レビュー等々の際に改善を働きかけていくというようなことで対応していく方がむしろ筋なのではないかと考えているところです。

あと、無償の送付ですが、コスト的な話と作業の話ということで、一律無償で行うことが適当かということで論点には書かせていただいていますけれども、比較の対象としては適当ではないかもしれませんが、例えば区役所なり市役所に行っているいろいろな書類を出してもらおうということでも一定の手数料は取られる訳ですから、請求したらすべて無償でどこでも送りますというのが当然ということになると、それに対応する側としては非常に厳しいものがあるのではないかなと考えます。

原科座長 そうすると、今のウェブサイト上の公開は、基本的にはオーケーだけれども、最初はいろいろな技術的問題があるので、その辺も勘案して考えたいということですね。

事務局（杉本） そうですね。物理的にも直ちにに対応できるかどうか、分析が必要という点もありますし、こういった形で公開するのかという点もあります。また、この他にも情報公開の拡充を検討するものを加えて考える必要があり、論点の「共通」にも書いているように、公開する情報の整理なども行っていくということだと、こういったレイアウトで公開していくかということも改めて考える必要があるかと思っておりますので、その辺は総合的に、実質的なところも踏まえて検討する必要があるかなと思っています。ただ、できる範囲で順次やっていければというのは基本的な考え方としては持っています。

原科座長 原則公開だと考えてよろしいですね。

事務局（杉本） ウェブサイトでということですね。はい。

原科座長 現地での公開に関しましては、新JICAの現地事務所で公開するのは余り適当ではないというお答えですか。

事務局（杉本） はい。現地であれば、その国の事業なのだから一義的にはその実施機関なり環境関連の事務所なりでやっていくべきだろうというのが基本的な考え方です。

原科座長 そうすると、それは現地事務所ではなくて、実施国の方でやってもらうことを支援するということですね。

事務局（杉本） はい。

原科座長 中山委員、どうぞ。

中山委員 ウェブについてはありがとうございます。やはりこういう時代ですから、ぜひその方向で検討してください。

無償で配布をやっていただきたいとは思いますが、ただ、新JICAも独立行政法人ですから、赤字になった場合は多分日本国の税金とかいろいろな話があるので、有償でも私はやむを得ないかなと思っております。前向きじゃなくて済みません。

原科座長 いや、情報公開のことで文書をそんな赤字になるほど大変な量が請求されるとは思えませんから余り心配は要らないと思います。ただ、何が起こるかわからないですから、通常は何かの負担はしてもらおうということだと思います。その負担が余り過重だと困るので、何枚までは無償で、それ以上は幾らとか、そんな感じでもいいかもしれないですし、何かそんな工夫で。丸々原価というと難しいですけども、何かそういう負担をブレーキがかかると思います。

福田委員、どうぞ。

福田委員 ウェブサイト上の公開についてはその方向で検討いただければと思います。今までいろいろ議論していますけれども、これまでより多くの文書を公開するということになると、恐らく紙でもうワンセットつくってどこかに置いておいていただくということよりは、ウェブサイト上に掲載する方がはるかにコストは削減できると思いますので、よろしくをお願いします。

無償配布の件ですが、これはコストのかかる話というのは、それはそのとおりだと思います。2点ほど申し上げたいのですが、1点は、別にだれに対してもすぐに送れとか配布しろということではなくて、影響を受ける人たち、あるいは現地のNGOからリクエストがあった場合というのが私たちの提言の内容でありますので、そこについては一定程度限定しています。さらに言えば、先ほどから杉本さんが何回かおっしゃっているとおり、原則としては現地で公開されている、コピーの照会が認められているというのがルールですから、まずは、現地で公開していますよ、そこに行けば見れますよということを案内することになると思うのです。そこで何かトラブルがあった際に最終的に来るということになるので、そんなに山ほど件数がある話ではないだろうと思っているところはあります。

最後ですが、世銀やADBは基本的には現地住民からのリクエストがあった場合には費用は取らないで現地へ送付するという仕組みになっています。実は、現地の住民にしてみれば、お金を払えと言われても結構困る話なんですよ。一体どうやって払うのかというのは結構悩ましい話で、ではJBICに海外送金するのかとかいうことを考え始めると、実はJBICの方もその債権管理のコストとかが出てくるわけで、どの辺がいいバランスかというのは考える必要はあると思うのですが、費用を回収するということはそれはそれ

で大変な話があるかなと思います。

原科座長 それでは、世銀、ADBでは被影響住民に限っては無償でだったら、こちらもそんなふう制限して、それ以外はしかるべき費用を負担してもらうというのでもいいんじゃないですか。

福田委員 済みません、私を知る限りでは、ADBでは途上国からのリクエストという形で区切っていたかなと思います。

原科座長 制限的にしないと、それはコストを際限なくはやれないわけですから、これはそうだと思います。

千吉良委員、どうぞ。

千吉良委員 今の議論を踏まえて、私の最初の直感としては、日本人の税金が現地でのいろいろなコピー代にかかるというのはできるだけ回避してほしいという思いはまず1つございます。例えば開発途上国の主体の方はコピーを有償でということであると、当然無償の方がいいということでこっちの方に来てしまいます。むしろこれは、先ほどキャパシティビルディングに近いようなお話があったと思いますけれども、開発主体にやらせるというのが本来の筋ですので、開発者負担というのをやるのであれば、コストは原則として開発者の方からいただいてということがいいのかなと思っています。

原科座長 吉田委員、どうぞ。

吉田副座長 今の千吉良さんと同じような、ちょっと違った視点からなのですが、基本的には円借款というのは途上国にとっても公共事業ですよ。したがって、その公共事業を通じてその国の国民たちに一体自分たちの公共事業の主体はだれなのかということをはきちと理解してもらうことがとても大事だと思うのです。そこを忘れてしまうと大変問題が起きてしまうと私は思うのです。やはり実施主体、しかもその最終的な責任は、これは日本の公共事業の環境アセスメントと決定的に違うところです。日本の公共事業は、日本人が税金を払って、かつその被害を受けたりもろもろのインパクトがある。ところが、今議論している円借款というのは、いかなる事態が起きようと、日本がどんな審査をして、評価をして、注文をつけて、条件をつけて、はいこけました、借金はだれが払いますか。途上国の国民なんですよ。最終責任は彼らなんですよ。そこを忘れてしまうと、何でもかんでも負担するという状況に陥り、終局的には自立化、自助努力というものを損なうような結果になりかねないというリスクもあるということです。

ですから、ここの情報公開に関しても、非常に小さいことだけれども、原則はやはり実

施主体とあなたたち国民との対話、あるいはそこでの便宜を図る。それを支援する、促す、それは新JICAの役割として非常に重要だと思うのです。そのオーナーシップとセルフリアンスですか、セルフヘルプというのですか、それが実は公共事業という援助を通じてデモクラシーを育てているという、そういう配慮ですよね。ですから、基本的には人権と民主主義をどう促進するかという視点で我々は環境社会配慮も公共事業もODAも考えていった方がいいと私は思うのです。そういう原則論から言うとやはり、途上国のそういう状況をわかっている、何が何でも手をさしのべて無償でああやっぺこうやっぺというのは、長期的に見ると必ずしも彼らのためになるとは思えないと思いました。

原科座長 ただ、何でもかんでもではないですね。これだけですから。ADBもそうやって出して、その趣旨は今おっしゃったこととは違う観点ではないですか。

吉田副座長 いや、ADBの場合は意思決定機関に途上国が入っているんですよ。理事が入っていて途上国も株主で、理事も一緒になって決定しているのです。

原科座長 でも、その国だけでやっているわけではないでしょう。国際機関だから。ほかの国もそれを認めているわけだから。だから、ほかの国のお金も使っているわけです。それは意思決定の一部ですよね。ADBはその国だけで決めているわけではないのです。国際機関ですから。

吉田副座長 国際機関ですけれども、多くの理事が入っています。

原科座長 その国以外はみんなほかの国ですから。

吉田副座長 入っていますね。でも、その国の理事が入っているわけです。

原科座長 それは国際的な協力関係でやっているのです。私は、今の日本はむしろ途上国をいろいろな形で支援するべき立場だと思いますから。

吉田副座長 どこまで支援するかというのはとてもセンシティブな話で、一概には言えないと思うのですけれども。

原科座長 だから、際限なくではないですけれども、これはかなり現実の状況を考えて今のようなことをやっていると思うのです。逆にADBはそうなんですよ。いろいろな国が入っているのだから相互に牽制し合いますから、そういう国際機関のいい面があるのです。その中でやっているということを見ると、金額が大きければ問題ですけれども、全体の事業で言えばそんなにめちゃくちゃな金額がかかるわけがないので、それが途上国の皆さんにとって苦しい状況であればそういう配慮してもいいのかなと思いました。これはそういう意見です。



この件に関してほかに御意見ございますでしょうか。

清水委員 今の無償交付の点について1点だけコメントさせてください。

無償交付できなかった場合に何が困るかという、先ほど杉本さんから、基本的にPDFで公開することを検討するというお話があったかと思うのですが、ただ技術的な問題として公開できない場合があるということだったのですね。技術的にデータが大き過ぎて公開できない場合というのは恐らくかなりの大規模プロジェクトになるのだと思います。その場合、PDFでもウェブ上で公開できない、さらに、可能性の問題になってしまいますけれども、現地でも公開していない。公開していないというのは、つまり、公開していると言っているのだけれども、そのプロセスに非常に時間がかかって結果的に住民側がタイムリーにその情報にアクセスできないとなった場合、結局は住民が一番困るという点なのです。そういった場合にはやはり無償交付ということが非常に重要になってくるのだと思います。

例えば、同じ事例を挙げて恐縮ですが、JBICのスマラン総合水資源洪水対策事業の場合には、住民が住民移転計画書の公開を求めて半年近く政府の返答を待っている。その前にもいろいろなやり取りがあったわけですが、その公開をめぐる半年も待っているという状況があるわけです。これについて一番最初に私がJBICさんに伺ったときは、この住民移転計画は公開されているのだと言われてたのですね。それで現地住民にそれを伝えて、その現地住民と実施機関とのやり取りがいろいろ始まったのですが、それでももう4カ月ぐらいたっていて、きのう確認しましたが、きのうの段階でもまだ公開されていないという状況なので、こういった場合に一番困るのは現地の住民なのです。今回の場合、例えばPDFで公開されていればいいわけですが、それも公開されていないとなったときに、では住民はどういうふうにアクセスできるのかという問題が1つあると思います。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

この現地地域住民からの要請ということはやはり非常に重要な話なのかなと私も思っております。杉本さん、それから吉田先生のおっしゃっていることは非常にごもっともで、一義的には現地の実施機関が公開すべきものですし、ガイドライン上も少なくともEIAについてはそうなっているはずですが。一方、清水委員が御指摘のような状況もある。そうした中、一義的には確かに現地実施機関が公開の責任を負うべきなのですが、このガイド

ラインとか異議申し立ての思想そのものが J B I C ないし新 J I C A としての援助機関、融資機関としての、一義的ではないのですが、要は地域住民が直接融資なり援助なりの説明責任を限定的ながら問えるというところにあるのかなと感じることがあるのです。そういう意味では、もちろん一義的には事業実施機関が公開すべきものですが、要請があったときに、新 J I C A として、それは現地で公開されていますと言って終わって、それで解決すればいいのですが、それで解決しなかったときはやはり何らかのアクションをとるべきではなかろうかと考えております。

吉田副座長 私が言いたかったのはまさにそのところなのです。やはり新 J I C A の役割というのは、そういう現地の途上国のシステムにそういうことができるように促す。その促す仕方は結構いろいろ手法があるはずなんですよ。新 J I C A は最も強い影響力のあるお金の出し入れの認可をする権限も持っているわけですから、そのレバレッジをよく使って、極力実施主体と住民が相互に情報を公開し合うように、新 J I C A がすぐぼんと要求されれば無償で出すのではなくて、まずは彼らの公的事業に対する情報公開のあり方、制度改善などそこから始めてくださいというのが私の意見なのです。それでもどうしてもだめだったら、それは原科先生がおっしゃったように、お金を貸している機関として、最終的な被害を受ける地域住民のラストリゾートとしては責任もある。それは必要に迫られてそういう状況になれば無償で出すという判断が的確だ、日本の国民もそれで十分納得するという、そういう論理だと思います。

原科座長 私も、今、吉田先生がおまとめになったような感じですね。まず第一義的に実施機関とおっしゃったとおりで。その後ですね。安全弁としてそれがないと、結局情報が伝わらなくなったら、これは本当に日本として責任をとれませんね。

事務局（廿枝） まさにおっしゃるとおりだと思うのですがけれども、皆さんおっしゃっているように、ガイドライン上は、特にカテゴリ A 案件については現地できちんとコピーがとれるように要求されているわけですから、それが何らかの形で守られていないというときに、我々がああそうですかとぼんと現地住民に直接渡して、それで問題の解決になるのかということですね。スマランの例はちょっとわかりませんが、もしかしたら、別に何らかの事情があって、現地政府と現地住民の間で何らか議論があって行き違いなのかもしれないけれども、外形的にはタイムリーに情報が渡っていないという状況かもしれない。そのときに、もちろん我々は、何でこれを守らないの、ガイドラインに書いてあるでしょう、早く出しなさいよということを当然促していくわけで、場合によっては、

悪質だと思ったら、融資を止める云々というようなことも言いつつ促していくのだと思うのです。あるいは、場合によってはこっちの手にコピーを持って、これをあなたに渡すから、あなたから現地住民に渡しなさいよ今すぐ、というふうにやらないと、それを我々が横から介入して直接現地の方々に渡してしまっても、現地の事業実施主体である相手国政府と現地住民との合意形成というかコミュニケーションの解決にはなかなかつながらないというようなこともあり得るのではないかと思うのです。だから、そこは我々としては無償でお渡しすれば、それはそれで親切だということではあるのですけれども、やはり今のガイドラインで求めているように、まずは相手国政府に渡してもらって、それがなされない場合は相手国政府に強く促していくということがとるべき行動ではないかと思います。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） たびたび済みません、地球・人間環境フォーラムの満田です。

もちろんそのとおりだとは思いますが、ただ、現実問題、個別の案件名を出すのは非常によくはないとは思いますが、スマランの件ではJ B I Cさんとしてはどのような働きかけをなさっているのでしょうか。というか、そもそもそういった状況が半年ぐらい続いているという状況の中で、地域住民としては、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、場合によっては死活問題ですよね。自分たちの生活が将来どうなるか、その情報を何とか入手したいというときに、筋論はそうなのでしょうけれども、こういう言い方が適切なかわからないのですが、やはりJ B I Cさんとしての責任もあるのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

事務局（杉本） 話の腰を折るつもりはないのですが、スマランの件はE I AではなくてR A Pなのです。R A Pについては現地で公開対象になっていないのですが、強いリクエストがあって、その求めに応じて、実施機関が個別に出しますかというところについてJ B I Cとして事務所を経由して働きかけているということをやっています。ですので、本件に関してはE I Aのように必ず公開が求められているというものとはステータスが違うということはある。ただ、基本的には、現地の事務所があればそこを通じて働きかけていくという形で。私の知る限りですけれども、E I Aに関しては特に求めたけれども公開されなくて長々と待たされたというような話は……

原科座長 ない？あると言っていますよ。

では、清水委員、一言。

清水委員 別案件で、これはガイドラインの現在の適用対象ではありませんけれども、

また個別案件の名前が出てあれかもしれませんが、マレーシアのパハン・セランゴール導水事業においては、現在、現地で裁判が起こっていますけれども、現地の弁護士の人がマレーシア政府に対してE I Aのコピーを求めたときに、この案件については現在手持ちのコピーがないとか、そういう理由で結果的にコピーをその場でもらえなかったという例がありますので、一概にE I Aについては全部大丈夫かという、そういうわけではないと思います。

事務局（杉本） 余り原則論で話してしまうと良くないかもしれないですが、清水委員からありました案件は、99年にできた旧O E C Fのガイドラインが適用されており、ここでは現行のガイドラインにあるようにE I Aを必ず公開しろという規定はありません。ですので現在のガイドラインの適用以前の案件についてはケース・バイ・ケースと申しますか、それぞれに応じての対応になっているというのが現実であろうかと思えます。

原科座長 昔の古いガイドラインではそういうことがあったけれども、今ではそういうことはないと考えていいわけですか。

事務局（廿枝） E I Aが公開されないと我々も融資ができませんから。

原科座長 現在はあり得ないと。今の例は違う例なのでしょう。

事務局（杉本） 少なくとも、環境レビューの際には、現地で公開の公開状況について、公開場所まで行って確認しています。

原科座長 もしそういうことだったら、当然J B I Cはそれに対してはちゃんと申しますよね。

事務局（杉本） 必要に応じてアクションをとり、すぐ公開しろということを求めています。

原科座長 わかりました。

それでは、「公開方法」は以上でよろしいでしょうか。

福田委員 今まで議論されていた内容とは別のことをここで一言書かせていただいているので、ちょっと触れさせてください。

これはガイドラインにこれを盛り込めという話ではないですが、情報公開の方法として、プロジェクトにひもづけられたさまざまな文書なり情報なりが、今、J I C AもJ B I Cも実はばらばらに公開されているのですね。例えばJ B I Cであれば、最初のカテゴリ分類に関する情報というものと、融資決定後の情報というのは基本的には切り離された形で公開されておりますし、またJ I C Aの方も、要請時、カテゴリAの案件の情報公開、そ

れから実施中の案件の情報公開、それから実際に開発調査の結果としてつくられたレポートの情報公開、あるいは、カテゴリ分類についても、この前、運用実態確認のやり取りの中でやらせていただきましたが、カテゴリ分類の根拠についても別のPDFの文書を開かなければいけないという形で、全部ばらばらに、情報公開のタイミングに応じたリストをそれぞれつくられていて、これは非常にアクセスしにくく大変なので、新JICAになるに当たって、いい機会だと思いますので、ぜひ世銀やADBのようにプロジェクトに関するページが1つあって、プロジェクトにひもづけられたさまざまな情報についてはそこにすべて記載がある、あるいはそこからリンクがあって飛べるようになっているという体制をぜひ整えていただければと思います。

原科座長 今回の件はいかがでしょう。

事務局（廿枝） 今回の件は環境社会配慮というよりも一般的な情報公開の話なので、ここでの審議事項かどうかはあれですけれども、もちろんユーザーフレンドリーなホームページにしようということは常に心がけているのですけれども、御案内のとおりホームページの改革も結構なコストがかかるようでして、これはいい機会ですからとおっしゃるのですけれども、我々、この統合自体に結構なコストをかけているものですから、すぐには難しいかと。検索機能をもっと充実させるとか、案件名の一部を入れたらパッと何か出てくるとか、そういうことで当面の対応はできるかもしれませんが、御趣旨はよく理解できますので、今後もホームページの充実と使いやすさを高めていくように努力したいと思います。

原科座長 わかりました。では、そういうことで改善を考えていただくということでもよろしいですね。

では、この部分はよろしいでしょうか。

次に参ります。「環境レビュー前の情報公開」。

これの御説明を、福田委員、どうぞ。

福田委員 この点については既に若干業務フローに関する御説明の中で議論させていただいた部分もありますし、最初は現在のJBICとの関係でということでの提案だったのですが、現在どうなっているかということですが、案件形成の中で支援した内容については、JICAの開発調査の報告書はすべて公開されています。一方、JBICが有償資金協力の案件形成のための調査ということでSAPROFをかけた場合、このSAPROFの報告書は原則非公開という扱いになっています。もともと私たちが昨年11月に提言

したときには、SAPROFもすべて出してくださいという提言だったのですが、現実問題としては、今後、今までのSAPROFというスキームでやっていたことは協力準備調査の枠組みの中で行われていくこととなりますので、協力準備調査の報告書は完成次第速やかに公開していただきたいということがここでの内容であります。

実は、この点について、協力準備調査の報告書は公開されるのですかということを経前にお伺いして、入札関係の情報になってくると難しいという話が以前あったのですが、この点についてその後の検討状況等ありましたら、まずは教えていただきたいと思っております。

事務局（廿枝） 以前もこの委員会の場で申し上げたかと思っておりますけれども、現在のSAPROFも含めて、新JICAで協力準備調査ということでやるものについて、協力準備調査というものは御案内のとおり環境社会配慮以外の部分も多数含まれるものがございますので、この委員会の場で環境社会配慮ガイドラインの手續として一義的に御議論いただきたいのは、環境社会配慮面に関する情報についてどのタイミングでどういう範囲の情報を公開すべきかということについてですけれども、環境社会配慮面以外の部分も含めた調査報告書全体の公開という問題は、これは新JICAとしての情報公開に関するポリシーの話でございます。福田委員が御指摘のとおり、現状はJICAとJBICで調査報告書の公開に関するポリシーがかなり異なっております。それを新JICAにおいてどのようにするのかということについてはJICA・JBICの間で検討中でございます。

福田委員 この委員会は環境社会配慮ガイドラインに関する委員会なのでその部分について議論したいのはやまやまなのですが、前提としてそれが全部公開されるのであれば別に何も問題ないわけです。しかし、公開できないということが出てくると、ではガイドラインの中にどのように環境社会配慮に関する文言だけ盛り込めばいいのかということが出てくると思っておりますので、その前提としての協力準備調査報告書の公開についての検討状況を教えていただかないと、こちらとしては議論するのが大変だなというのが正直なところでございます。

それから、例えばフィージビリティ・スタディをJICAが協力準備調査としてやります、その部分のある一章として環境に関する調査を行いますということになったときに、そこだけ取り出して、どれだけ読む側にとって意味があるのだろうかということが出てくるのかなと思っておりますので、基本的には現在のJICAのように調査の報告書についてはすべてでき上がり次第公開していただくということが原則かなと思っております。

原科座長 環境社会配慮の部分といっても、全部見ないと、それがその部分かどうか普

通はわかりません。これが環境社会配慮部分ですといっても、ほかにも入っているかもしれないでしょう。それはどうやって確認するのですか。

事務局（廿枝）2つあると思うのですけれども、1つは、現在のJICAの開発調査報告書というのは、それ自体が技術協力事業の成果物でございますので、成果物として出すというのはそれは事業の結果としてあるのでしょうか。ただ、前にもこの委員会で申しましたけれども、協力準備調査というのは、概念としては、その調査の次に本体事業に対する資金協力 それは円借款に限らず無償の場合だってあるわけですが、引き続き起こるということで、今我々がやっているSAPROFがそうなのですが、かなりアプレイザルに資するような情報収集も兼ねてやっている部分があるわけです。先ほどの千吉良委員の御指摘ではないのですけれども、公開を前提として調査しますよということになると公開できる情報しか集められないということになるので、それで本当にその調査に引き続いて行う本体事業の審査の準備として十分なのかどうかということ、ここは私どもとしては悩ましいと思いつつ、もちろん原則はなるべく情報公開する方向で考えるわけですが、かといって、調査報告書はすべてすぐに公開するというのでやって果たして中身のある調査ができるのかどうかということについては慎重に検討すべきだと考えています。

原科座長 福田委員、どうぞ。

福田委員 2点あります。

1点は、SAPROFというか、今後行われる協力準備調査というものがまさに審査のために必要な情報を集めるという性格を強く帯びるというのは、それはそのとおりだと思いますが、実は、現在JICAが無償の準備としてやっている基本設計調査なり、無償の中で行われる事前調査も同じことだと思うのです。無償の審査のために必要な情報を集めるために事前調査なり基本設計調査をかける、そしてこれらの報告書は公開されているという中で、では円借款の場合一体何が違うのだろうというのがよくわからないなというのが正直なところ。現在でも無償の世界では公開されているものが、今度新しく10月になると公開されなくなるという話は私はあってはならないのではないかと思います。

2点目ですが、ということなので、例えばどういう情報が調査報告書の中で公開されるとまずいというか非公開を前提として取得することになるのかということをもうちょっと具体的にお話しただけだと、こちら具体的な議論ができるかなと思います。

原科座長 この件はどうでしょう。現在、無償の場合には事前調査は公開されている、

どうして有償ではダメなのですかと。事前調査と同じものだとおっしゃいましたね。どうでしょう。

私も、どうして公開できないのかよくわからないところがありますね。そうすると、日本でやっているアセスも世界中のアセスもみんな公開できなくなってしまうという話になっちゃうのではないかと。どういうことなのでしょうね。

事務局（廿枝） 協力準備調査の中の環境社会配慮関連の部分は、調査報告書そのものというよりは、まさに環境社会配慮ガイドラインの手続の一環としての環境社会配慮に関する情報公開ということで公開することになるだろうと思うのです。だから、問題はそれ以外、環境社会配慮以外の部分で、きょうはそこまで準備していないので次回にでも御説明したいと思いますけれども、積算のこととかいろいろあるのですけれども、そこら辺ですね。あとは、事業によっては実施機関の経営状況とか経営見込み、収益のシミュレーションとかいろいろあるものですから、公開を前提とした調査ですと言った途端に向こうがそういったものを出してくれなくなったときに、我々としては本当にこういう組織に借款を出していいのだろうかというところが分からないまま審査をしないといけないということにもなりかねないものですから。

原科座長 では、その辺はうまく整理してください。だから、むしろ原則公開で、公開できないものだけ限定的にだめだという考え方ですね。

事務局（廿枝） 原則は公開だけれども、公開できないところは、ネガティブリストといたしますか、そういうことでやるのかなと。

原科座長 ただ、そういうところに本当に円借款していいかという問題はあります。今の例の場合は、経営上の問題があって余りオープンにできないなんていうのは、そういうきちんとやっているかもわからないような状況であつたら、そういう公開できないところに円借款していいのですかということもありますね。基本的に公開できるところでないと円借款はしてはいけないのではないですか。またほかの例があるのですね。今の例だと変だということです。だから、適切な例を具体的に言ってください。

吉田副座長 この準備調査というのは基本的にはコンサルタントがやる仕事ですよ。委託して契約してやる。民間のコンサルタントの立場、実際に業務をやる方の立場から見ると、この情報公開に関してはどう見えるのですか。

高梨委員 基本的にまだ業務フローが明確になっていないところがあるものですから。ただ、我々の理解は、協力準備調査という名前になるにしても、内容的には従来のような



調査をやられるだろうと。コンサルタントで調査する立場では当然報告書を全部出しますから。あとは実施機関である新 J I C A がそれをどう判断するか。内容的な業務自体はそんなに変わらないという理解でいますけれども、これから業務フローがどうなるのか、逆に私どもも期待しているところです。

吉田副座長 そこでは、コンサルタントの企業なりが、企業秘密というのではないだろうけれども、例えば分析の手法を他の企業人には知らせたくないとか、そういうことで公開を渋るなんていう状況は起きてこないのですか。

高梨委員 それは基本的には既に J I C A の開発調査でも全部公開されていますし。

吉田副座長 報告書にはそういう企業秘密的なことは書かないんですよね。

高梨委員 そんなことはないと思いますけれども、ただ、今、選択肢ということであるいろいろなオルタナティブをやったりするので、恐らくそこは各社の若干のノウハウが当然あると思いますけれども、ただ、それは報告書で提出しなければいけないものですから、あとは実施機関の判断ということになります。

中山委員 我々はゼネコンですから S A P R O F の調査の実施担当はしてはいけないのですけれども、S A P R O F につきましては、我々が一番情報を欲しいのですけれども、いただけないのですけれども、非常に期待しているのです。実はいろいろな案件が出てきて、F / S とか何かで、J I C A さんがやった F / S でない場合でもどんどん出てきているのですが、それが非常に不十分な場合もあると思うのです。それで S A P R O F の調査をかけて補うのでしょうか。多分負の情報もあるでしょうけれども、S A P R O F のおかげでかなり J B I C さんのいい案件があって、O D A 円借款の案件が出てきたというのは事実なので、この制度は大事ですので、これはまず認めたいと私は思っています。

それと、これが非公開だからといってそれほど環境とか何かに悪い影響を与えたというのは今まで私は聞いていませんで、ちょっとそれとは観点が違うかなと思っていますので、これについては非公開でもいいと私は思います。

原科座長 S A P R O F は非公開でもいいと。

中山委員 いいと思います。

原科座長 一方で公開しなければだめだと、両方意見が出てきましたが。

中山委員 もう1つ関連して。

今一緒にやっている、我々が非常に関心のある J I C A が実施している無償の基本設計調査、これは1年後ぐらいに、我々の入札が終わった後に公開になるのですね。これを見

てみますと、ほとんどが調達のところなのです。私は何冊も見ているのですが、これを早くやるということで公開しようとするとはほとんどわかってしまうので、最初の段階では公開できないかなという感じが個人的にはしております。ですから、残念ながら後でやる以外にないかなと。だから、環境のところだけ取り出すということはほとんど無理かなと思っています。

原科座長 基本設計調査、これは前から随分議論になっていますね。

福田委員、どうぞ。

福田委員 後ろからいくと、今やっているB/Dについては、今お伺いしている範囲で話だと、実際に事業の妥当性を判断する部分と、事業の詳細設計だったり積算をする部分は分けてやっていく方向だと、これまでこの委員会の場で議論があったと思うので、その辺は工夫のしようはあるかなと思っていますし、恐らく環境社会配慮に関する重要なポイントはその前段部分の妥当性の確認のための調査の中でクリアされていないとまずいだろうと思っているところです。

SAPROFが公開されないとまずいというケースについては、また具体名をいろいろ出させていただいても構わないのですが、確かに多くのSAPROFはS/Fの補完であるということはそうなのですが、実際に、例えばEIAに不備があつてとかいう理由で環境社会配慮に関する調査がその中でなされるというのは結構あるのです。実際にJBICが審査の中で、EIAは確かにまだ物足りなかったけれども、SAPROFでやって問題ないと確認したので次に行きますということはあり得るわけで、そうなってくると、私たちとしては、その判断根拠は一体何なのですかというところを議論させていただきたい、そのための基礎としてSAPROFを公開していただきたいというのがあります。実際にSAPROFのプロセスで、私たちも一回、ある案件でSAPROFの社会環境面について検討するためにメコンウォッチとしてJBICさんのお手伝いをしたことが以前あったのですが、我々は非常に厳しい立場に置かれるのです。これは実際にSAPROFの中で使われるインセプション、インテリムといったものを全部見せてもらえるかわりに、そこでは守秘義務があるということで契約を結んで、外には一切口外してはまかりならんという中で、我々としてはSAPROFの出てくるものに対してコメントしていくという作業が出てきていて、これは私たちとしては、現地との関係という意味でもそうですし、そもそもこういう環境社会配慮のプロセスの正当性をどう担保するかという意味でも、なかなか非公開のままNGOとしてかかわるといのは困難だったという経験も、ちょっと

別な話ですが、あります。

事務局（廿枝） S A P R O F については皆さんもう御理解いただいているように、ゼロからフィージビリティ・スタディをやるわけではなくて、基本的には相手国政府が作った、あるいは他の例えば世銀なんかが作った F / S の場合もありますけれども、基本的には相手国政府が作ったフィージビリティ・スタディを補完する調査ということなので、相手国政府のフィージビリティ・スタディというのは基本的には公開されていませんので、それを補完する S A P R O F だけ公開するというのは、ちょっと厳しいというのはあるのですが、他方で、今、福田委員がおっしゃった、S A P R O F の中で相手国の E I A を支援するという場合は、いずれにしても E I A は最終的には相手国政府で承認されたものでないと最終版ではございませんので、通常の我々のプラクティスとしては、S A P R O F で相手国政府の E I A の支援をした後、それを踏まえて相手国政府の環境省みたいなところで E I A として承認して、それをもって例の E I A の公開ルールというものに入って行くわけです。そういった意味では、S A P R O F の報告書そのものの公開という話と、環境ガイドライン上の手続としての必要な E I A その他必要な情報の公開というのは別の話だと理解していただきたいと思います。

原科座長 田辺さん、どうぞ。

一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。

協力準備調査の中で環境社会配慮の面だけ取り出して公開はできるけれども、それ以外の部分は検討という話だったと思うのですが、果たしてクリアにそこを切り分けられるのかどうかというのは私は疑問を持っています。というのも、需要予測とか代替案の検討みたいなところのデータというのは環境社会配慮という項目に入っていない場合もあるわけですね。そういった場合に果たしてリスクを冒してまで事業をやるかどうかという点も含めて環境社会配慮影響というところで見なくてはいけないと思うので、そこをクリアに切り分けられるのかどうかというのは疑問なのですが、いかがでしょうか。

事務局（廿枝） クリアに切り分けるというか、先ほどから申しているように、カテゴリ A 案件で必要とされる今おっしゃった代替案の検討とかそういったものは、E I A の一環として公開されていなければいけないわけでごさいます、S A P R O F というか協力準備調査で、場合によっては代替案の検討などを支援する場合がありますけれども、それをやったからといって、それも踏まえて相手国政府としてちゃんと E I A としてオーソライズしたものとして主体的に公開してもらわないといけないわけです。もちろん、そ

れに加えて協力準備調査の報告書そのものも公開すれば、それは徹底しているといえれば徹底しているわけですが、いずれにしても、環境社会配慮上の手続としてはE I Aその他どこまで主要文書を今回の新しいガイドラインに規定するかというのはありますけれども、いわゆる環境社会配慮ガイドライン上の手続として必要とされる主要文書については公開することを規定するという話だと思っております。

福田委員 S A P R O Fを前提にして言うのも変な感じなのですが、S A P R O Fの中で相手国に対してE I Aの支援をして、その結果としてE I Aに反映され、相手国のE I Aが公開されればいいのだらうというのは、その2つが別の話であるというのはそうだと思うのですが、だからS A P R O Fが公開されなくていいという議論にはならないだらうと私は思っています。実際にS A P R O Fの中で、例えば相手国のE I Aを見てどういうところが足りなくてクリアしてほしいということを相手国に対して提言するという形になってくると思っています。そうすると、その後の審査の中では、まさにその提言がきちんとクリアできていたかというのを見ていくことになると思うので、わざわざ日本側が税金をつけてS A P R O Fという形で一体何を見たのか、それはその後きちんと審査の中で生かされているのかどうかというところは、私としてはぜひ確認させていただきたいと思っております。S A P R O Fの報告書の情報公開を情報公開法に基づいてお願いしたことが何回かありまして、そのある1回のときは、報告書のかなりの部分を公開していただいたのですが提言だけは黒塗りという場合があったのです。最もかぎとなる、相手国に対してJ B I Cが何を提言したのかというところが見えないというのは、すごいコピー代をかけた割には公開請求した甲斐がなかったなとそのとき思いました。やはりその部分が非常にかぎになってくるのかなということがありますので、確かに相手国のE I AはE I Aでももちろん公開されることは前提ですが、しかし、日本側がそれが足りない、そこに対してきちんと支援する必要があると考えたときに日本側が何を考えたのかということは、その後の審査のプロセスの中でも大事な情報なのだらうと思います。

原科座長 なるほど。

どうぞ、田辺さん。

一般参加者(田辺) J A C S E Sの田辺です。

実際に私たちが困った例というのは実はカテゴリBの例でして、インドのオリッサ森林事業という例なのですが、カテゴリBなのでE I Aは必須ではなく、その事業ではつくられていなくて、協議もないので、我々としてもウェブサイトを見てもどういう事業がわか

らない。現地の人もどういった事業かわからないし、実施主体に働きかけても会ってくれないという例の中で、SAPROFが、非常に限られた情報の中で、JBICがどういう検討をされて、どういう調査をして、どういう判断をしたのか非常にわかりにくかったなという例がありまして、先ほど、EIAに反映されているからという話がありましたが、そういった例もある中で、やはり別のものなのかなと思っております。

原科座長 EIAという格好で公表されない場合もあるからということですね。

そうすると、この辺は、SAPROFばかり言ってもしょうがないのかな。協力準備調査ですね。これは中身を具体的に、協力準備調査のレポートの目次ぐらいはあっていいですね。そうするとどんな項目かがわかりますから。そういうこともわからないとこれ以上議論できそうもありませんので、この辺にしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

そうしますと、これはまたその段階では長くなりそうですね。

福田委員 ちょっとよろしいですか。

今の議論のまとめというわけではないのですが、今後、協力準備調査の報告書についてどのように情報公開していくのか、そして出せない場合はどういう部分を出さないという方向で行くのかということについては別途御説明があるということによろしいですか。

原科座長 そうということですね。だから、さっき私が申し上げたように、原則公開だけれども、部分的に公開しにくいところがあるというので、それを整理してやるということですね。

事務局（廿枝） ええ。次回とかすぐにはできませんが、9月に。

原科座長 だから、場合によっては全部公開してもいいかもしれないと。

事務局（廿枝） そうできれば私も楽だと思っているのですけれども。

原科座長 そうしましょう。

事務局（廿枝） ただ、未来永劫公開しないということ、基本的に今のSAPROFはまさにそうなのですが、それを時限を切ってというようなことだってあり得るわけです。

原科座長 アメリカはそうですね。時間がたったら公開します。

事務局（廿枝） ですので、公開する、しないという単純な話でもないのかなと思って、その辺も含めて検討しているところなので、来月には御説明できるようにしたいと思いません。

原科座長 はい。

それでは、「初期段階での情報公開に関する枠組み合意」。きょうは12番の「ステークホルダーとの協議等」まで行きたかったのですけれども、とてもそんな状況ではなかったもので、ちょっと行きたいと思います。その前があった。済みません。ちょっと急ぎ過ぎました。はまだありますね。大体いいですか。の共通のところはまだ残っていますかね。基本設計調査、この辺はいいですね。よくないのかな。

福田さんが手を挙げていますね。どうぞ。

福田委員 何点が残っているものがあるのですが、主に私の意見としてここで書かせていただいたものは、現在のJICAのガイドラインに対する私からのコメントとして書かせていただいたものがここに整理されているようです。

実は、現在となっては、新しいJICAとの関係でどこが重要なのかというのは整理しなければいけないかなと思うのですが、まず基本設計調査とか詳細設計調査について、これは現行のJICAの扱いとしては、入札が終わるまで全部公開していないというか、入札終了後公開しているということで、運用実態確認の中でそういう議論がありました。基本設計調査の中には入札に関係しない情報が多々含まれていますので、これは切り分けて、入札に関連する部分について非公開とした上で残りの部分は速やかに公開すべきだろうということをここでは申し上げております。これは恐らく今議論になっている協力準備調査の公開についても同じことが出てくるのだろうなと思っておりまして、もちろん積算に関する情報を出す、出さないということについては議論があるかと思うのですが、しかし、そこについては入札に影響するので出せないということがあるとしても、それはその部分を取り除いて、残る部分については公開するという取り扱いをぜひお願いしたいと思います。

それから、「全ての情報を日英両言語で行うことを明記すべき」というのは、これも現行のJICAの取り扱いについてですが、英語でしか公開していない情報が結構あるのですね。JBICの方は、例えばスクリーニング後の情報公開とかは日英両方の言語でやっ  
ていらっしゃるので、これはこちらのプラクティスに合わせていただければと思っています。

その次はカテゴリ分類についてですね。これは恐らくこういう方向になるのだろうと  
っていて、わざわざ言うほどのことではないような気もしますが、一応確認させていた  
きますと、現在のJICAでは、要請案件についてカテゴリ分類をして、Aの場合にカテ  
ゴリ分類を公開するというようになっていて、B、Cの場合は採択前に情報が公開されな

いということになっています。これも J B I C とは取り扱いが違うところで、J B I C はスクリーニング後、A ~ C すべてのカテゴリについて情報公開しておりますので、これも J B I C のやり方に合わせるべきだろうと思っているところです。

駆け足になりましたが、以上です。

原科座長 では、今の件、まず J I C A の方からお願いします。

事務局（渡辺） それでは、入札関係以外の情報については既に後日御説明するという事にしましたので、言語の方につきまして。これも新 J I C A でどうするかという部分について考えれば、すべて日英両言語と指定すべきかというところについては疑問を持っております。1つは、恐らく英語が中心だとは思っておりますけれども、ではそれを一々日本語なりに翻訳すべきなのか。あるいは、途上国各国で使われている言語を考えたときに、英語圏ではなくてスペイン語圏、フランス語圏もありますので、最初から英語をつくらないケースもあると思っております。もう1つは、現地語で作られたドキュメントを公開するといったようなもののときに、翻訳の議論は今ありましたけれども、例えば英語で翻訳が作られたらそれをさらに日本語に翻訳すべきなのかといったような疑問はございます。

もう1つは、すべての要請案件について情報公開するということにつきましては、まず要請されたからといって日本が協力するかどうかはわからないわけです。実際には予算も限られておりますので、現状の J I C A でも採択される件数は非常に限られております。そういったものまで情報公開する必要はないのではないかと考えております。

福田委員 渡辺さんの最後の発言に物すごい驚いて、ちょっとショックを受けているのですが、意思決定前の情報公開というのは、まさに意思決定前に公開して一般の方から意見を集めるために行うわけで、その中に最終的に案件として採択されるもの、されないものが出てくるのは当然でありまして、要請された段階で決まるかどうかわからないので全部は公開しないというのは余りに本末転倒過ぎて、ちょっと議論として成り立たないのではないかと思います。意思決定前の情報公開というのは渡辺さんの見解ではどういう理由で行うのでしょうか。

事務局（渡辺） 意思決定というのはどういう意味かによるかと思うのですが、新 J I C A では、そもそも本体をやるべきかどうかということについて J I C A で審査等を行いますので、その前の情報公開というものは当然あるものと考えております。

福田委員 そうすると、先ほどの、要請されたけれども情報公開はしないものというの

は具体的にはどういうものになるわけですか。

事務局（渡辺） 例えば、要請が出たけれども、そもそも調査なり審査のための検討をしないといったような案件は出てくるかと思っています。

福田委員 具体的にはどの段階でそのふるいがかけるのでしょうか。

事務局（渡辺） 具体の検討は業務フローの御説明をした後の方がいいかと思えますけれども、現状でも要請書を取りつけるということを年に1回行っておりますけれども、そういった中で、単純に言えばはしにも棒にもかからないような案件というのがありますので、そこはJICAの中で特段の検討は必要ないという整理をしている案件がございます。

福田委員 業務フローの話と一緒にできないということについては私もそのとおりだと思うのですが、そうですね、業務フローの話のときにしましょうか。

原科座長 ただ、どうして要請案件を公開してはいけないのですか。それは別に構わないですよ。公開してはいけないという感覚が私にはよくわからないのです。基本的には透明性を高めようという精神でやっているのです、特段の障害はないんじゃないですか。どうして公開してはいけないのですか。

福田委員 現在のJBICの取り扱いについて教えていただけますか。要請があったけれども実際に公開されないというケースはあるのですか。

事務局（杉本） 答えから申し上げますと、イエスということです。もちろん、国によって要請が来た案件イコールほぼ取り上げていくというような形で進んでいくところもありますし、国によっては十何件とかかなり長いロングリストの形で要請が出てきて、その中から案件を選んで進めていくというところがありますので、国によって状況は違います。ただ、これについて進めるということになった場合には、その時点で速やかにスクリーニングをやってその結果を公開するという対応していますので、その辺のタイミングについては失しないようにということをやっているというのが現状です。

福田委員 ということは、要請があってもスクリーニングをしないものがあるということですね。

事務局（杉本） あります。

福田委員 その業務フローを明確に示していただかないと、議論の前提を欠くかなと。

原科座長 そうです。それを早くしてもらわないと困りますね。もう8月の下旬に入っで。時間の無駄になります。早く答えを出したいのですから。

今の件はどうですか。業務フローはいつ。さっきのもう一回確認しましょう。



事務局（杉本） 円借款に関しては、協力準備調査の件はとりあえず置いておいての話でもある程度ご説明できると思います。通常の手続きでは、要請以降、ファクトファイディングをやって、その後環境レビューをやってということで案件の中身を詰めていきますが、先ほど渡辺課長からもありましたように、そもそも要請された時点で中身がよくわからない、全然未成熟である、もしくは環境社会配慮面の準備等々が全然なされていないということで、そもそも検討を進めるに当たっても、これからのスケジュールを考えていくとそこに乗ってこない、来年度以降考える案件かもしれない、次のタイミングで考える案件かもしれないし、もうこれは御遠慮願いたいという案件も含まれていることがあります。国によってそういう案件も含めて出してくる国もあれば、そういうものは自分たちで除いて出してくるところもありますけれども、そもそも要請を受けた段階で検討の対象から外れているという案件は現実としてありますので、実際には、今後検討を進めていこうという案件についてスクリーニングの作業、情報公開の作業を行っているという状況です。ですので、スクリーニングや情報公開の作業をスキップして、後からやっぱりこれはやることにしましたということで対応している案件は絶対にありません。そういったものは置いてきぼりになるか.....

原科座長 入り口ですね。スクリーニング前の入り口で。

事務局（杉本） スクリーニングが始まる前のところで振り分けを行います。

福田委員 確認させていただきますが、要請があったがスクリーニングをしないという何らかの決定が内部でなされることがあるということですね。

原科座長 スクリーニングに入る前にもう検討しないということでしょう。

事務局（杉本） そうですね。スクリーニングする、しないというよりは、そもそもこの案件を借款対象として検討する、しないと言った方が適切かと思います。

原科座長 受け付けないということですね。

業務フローに関しては次回ぐらいには出ますね。では、次回出していただくことにしましょう

どうぞ、清水委員。時間があと10分なので、私、焦ってしまして、まで行きたいのですが、どうぞ。

清水委員 済みません、1点だけ。

J B I Cのプラクティスについては理解しましたが、渡辺さんが先ほどおっしゃったことも同じでしょうか。つまり、要請されても公開するとは限らないというのは、スクリー

ニング前のことを意味しておられたのでしょうか。

事務局（渡辺） 新JICAの場合、1つは、個別案件の協力準備調査をやるものについてはカテゴリ分類をした上でやることになると思いますけれども、そうすると協力準備調査にかけるかかけないかという検討はあると思っています。そういうルートと、要請が何らかの格好で出てきて、協力準備調査に行かずにやるかやらないかという検討については、恐らく今のJIBCと同じように、まず検討のまな板に乗せるか乗せないかという点が出てくるかと思っています。

福田委員 現在のJIBCのガイドラインでは、情報公開のタイミングは基本的にはスクリーニングに引っかけてあるんですね。確かに要請とスクリーニングの間に何かがあるということは理解できるのですが、現在のJICAのガイドラインでは、要請された案件についてはカテゴリ分類を行うと書いてあるので、もし渡辺さんの先ほどの取り扱いが本当たしたら、ガイドライン上いかなものかと私自身は思っています。

ただ、それとは別に、協力準備調査については必ずしも相手方からの要請が前提とならないと聞いておりまして、そこについては要請というタイミングを情報公開のメルクマールとするのは恐らく難しいのだろうなという理解は持っていますので、どのタイミングで協力準備調査について公開するのかということについてはまた後ほど議論させていただきたいと思います。

原科座長 それでは、これはこの辺でよろしいでしょうか。

の「初期段階での情報公開に関する枠組み合意」というところですが、これは福田委員からの御意見です。

福田委員 済みません、その前に、情報公開の言語の話のスルーしてしまったのですが。

原科座長 どれですか。

福田委員 その上の日英両言語で行うということですね。

原科座長 失礼いたしました。言語がありましたね。

福田委員 これも「全ての情報公開」というのが正しいのかどうか分からないのですが、少なくとも現在のJICAのガイドラインはすべての情報公開を日英両言語で行うというふうに読めるのです。そこについては解釈の違いがあるということなのですが、今後どうするかということについてはちょっと工夫が要るかなと思っていて、恐らくすべての情報を公開ということにはならないだろうというのが1つ。ただ、基本的な情報ですね、こういうプロジェクトがあって、カテゴリ分類をA、B、Cのこれにしました、その根拠はこ

うですというような基本的な情報は恐らく日英両言語でやらないといけないのだろうと思っています。特に、日本語で公開していないという現在のJICAの扱いは私はちょっと納得がいかないところがありまして、これは一義的には、新JICA、現行のJICA・JBICが、実際に最大のステークホルダーである日本国民に対して、こういう事業をやるんですよ、ですから意見を言ってくださいねということを知らしめるために意思決定前の情報公開というのがあると理解しています。したがってJBICでは当然両言語でやっていると思うので、この部分を英語でしかやっていないという現在のJICAのやり方が新JICAに引き継がれるのはおかしいと私は思っています。その他の部分一つ一つについてはまた検討の要る話なので、ここでこうと申し上げることは困難なのですが、少なくとも案件の基本的情報とカテゴリ分類、その根拠といったところについては両言語で行うべきだと思います。

原科座長 今おっしゃったことはもっともだと思います。日本国民に対する説明がまず基本ですから、これは当然そういうことでいきましょう。そうしないとおかしいですよ。どう考えても。日本語が最低限、これは当たり前だと思います。

では、次、。

福田委員 これは現在のJICAの開発調査に関する部分についての私からのコメントでありまして、JICAさんからも問題意識を出していただいているのですが、これは協力準備調査に関する論点ということに今後はなっていくかと思しますので、またそこで議論させていただくということで、きょうは議論はパスということで。

原科座長 提案された方がよろしいということですので、後にいたします。

それでは、情報公開のところは一通り終わりまして、あと4分ぐらいですが、ここは区切り終わったということでもよろしいですか。

## (2) 第12回の議題について

原科座長 本当は「ステークホルダーとの協議等」というところをやりたかったのですが、けれども、そこまで参りませんでした。ですから、次回、12番以降を行います。当初の予定では、次回は「その他」まで行ってしまおう。22ページまでかな。ちょっとスケジュール表を見てみましょう。これは29日ですね。あと4回ですね。次はそこまで頑張らなくていいのかな。また大変だ。場合によっては回数がふえてしまうかもしれないけれども、

とにかくきょうは予定より行かなかったので、少し大変ですけれども、次回。

確認いたしますが、次回は29日でございます。時間はどうしましょう。2時～6時でいいですか。それとも1時半～5時半ぐらいにしますか。どうでしょう、皆さん。そうするとまた延長になってしまうかもしれないけれども、夜ほかにスケジュールがある方は6時だと不都合が生じる例が最近幾つか出ているようなので、1時半～5時半にしておきましょう。では、次回は29日、1時半～5時半、そして論点の12番から入りますけれども、できるだけ目標計画に追いつくように頑張りたいと思います。

事務局（渡辺） 次回でございますけれども、場所が市ヶ谷の、旧名が国際協力総合研修所、現在は開発研究所になっておりますけれども、こちらでございますので、場所をお間違えのないようお願いいたします。

原科座長 それから、次回は1時半からとこれに書いてあったビューローは1時からということにいたします。それで中間報告書のまとめ方についてさらに議論いたします。

吉田副座長 ちょっと一言。

議論が佳境になって、29日、それから9月に入って2～3回立て続けというのはわかっているのですが、私は来週から出張がずっと続きまして、26～29日はマニラ、それから3～20日までちょっと長く、マレーシア、カンボジア、タイということで、敵前逃亡でまことに申しわけないのですが、しばらく出席できないので、御寛容のほどをお願いいたします。

原科座長 本当に残念ですけれども、スケジュールがこんなになってしまったので、申しわけないのですが、9月の半ばから新JICA発足に向けて事務局も身動きがとれないということで、9月前半で一区切りつけたいということでございます。ですから、場合によっては回数がもう一回ぐらいふえてしまうかもしれませんが、なるべくこの予定でいきたいと思っております。

それでは、きょうはどうもありがとうございました。

午後6時00分 閉会